

# 第1部 総則



# 第1章 計画の趣旨

## 第1節 計画の趣旨

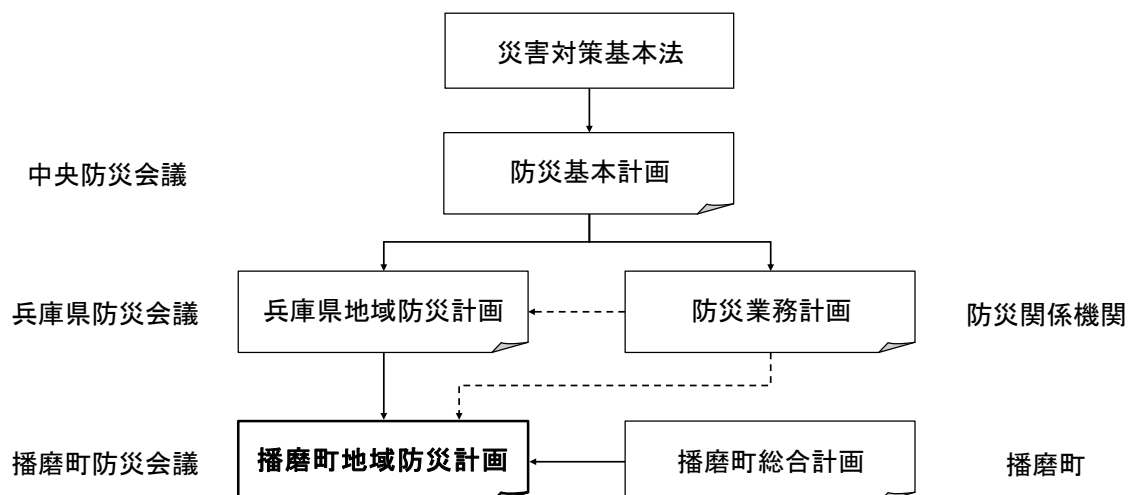
### 1. 計画の目的

播磨町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、町民生活へ重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に対処するため、本町や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関がその有する機能を最大限に発揮して、町域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興における実施すべきことを定め、災害から町民の生命、身体及び財産を守り、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条に基づき、災害対策全般に関し、播磨町の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関との協力業務を含めた総合的な対策を定めるとともに、第5次播磨町総合計画（令和3年度～令和12年度）で掲げる防災分野でのまちづくりの基本目標を実現するため、計画的な防災行政の推進によって、災害による町民の生命、身体及び財産への被害を可能な限り軽減することを目的としている。

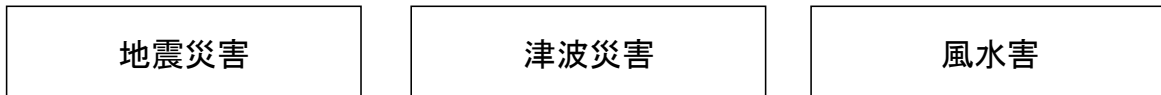
また、本計画は、指定地方行政機関の長、又は、指定公共機関等が作成する防災業務計画や兵庫県地域防災計画等の他の計画との整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する災害救助事務等との整合を図りながら定めるものとする。



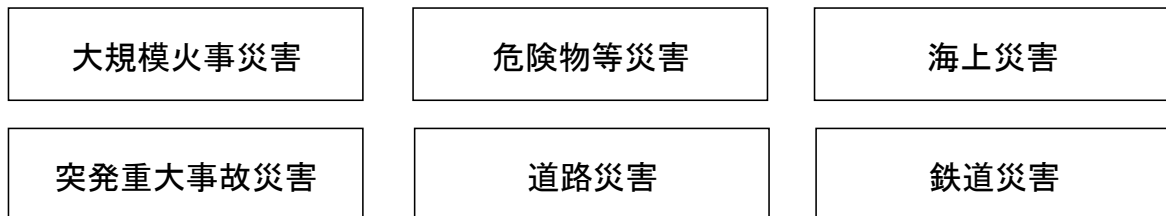
### 3. 対象とする災害事象

本計画は、災害対策基本法に基づき、町域に甚大な被害を及ぼすことが想定される、以下の災害事象を対象とする。特に津波災害は、南海トラフ等における地震災害と津波災害の複合災害となることを想定する。

#### 【自然災害】

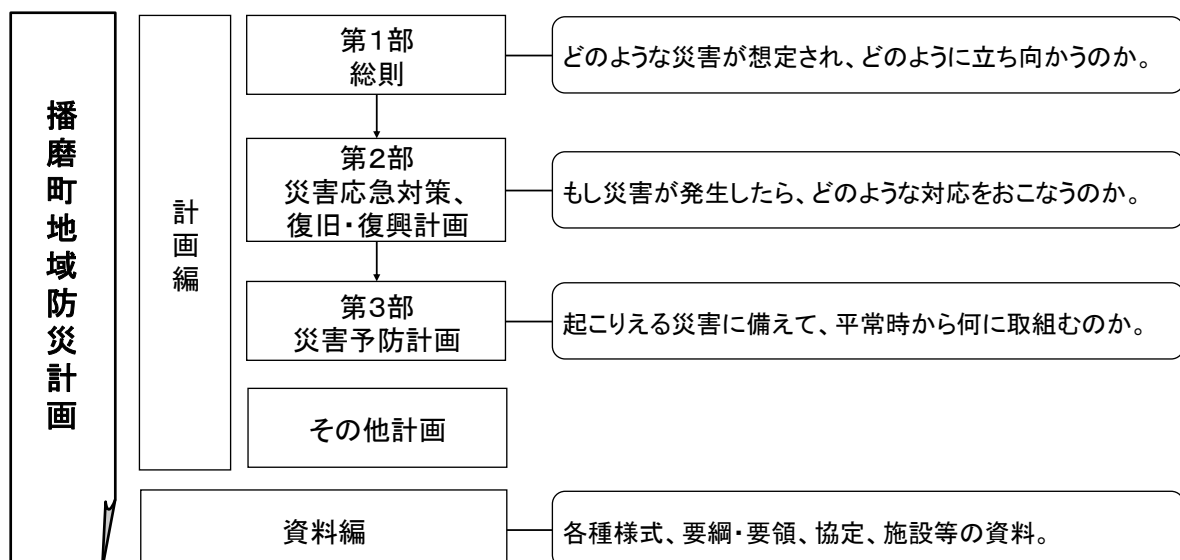


#### 【事故災害】



### 4. 計画の構成

本計画は、次の構成で必要な事項を定める。



## 5. 地区防災計画

従来、市町村地域防災計画はその市町村域を単位として定められていたが、東日本大震災等を契機として、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が「自助」・「共助」の精神に基づき市町村と連携して自発的に地区における防災活動を担う例も見られるようになってきている。

そのような状況を受け、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）では、これらの自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定めることが可能となった。

### 5-1. 地区防災計画の趣旨等

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものである。

地区防災計画の内容としては、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動が挙げられる。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。

### 5-2. 地区防災計画に関する計画提案

地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められることから、地区居住者等は、共同して町防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

提案があった場合、町防災会議は、地区居住者等からの発意を積極的に受け止めていく姿勢が望まれることから、当該提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地区に係る地区防災計画を定めるよう努める必要がある。

### 5-3. 各地区における地区防災計画

#### (1) 南部コミセン地区防災計画

第1部第3章第4節（防災階層と防災拠点）に定める、南部コミュニティセンター区における地区防災計画として位置付ける。（詳細は資料編を参考）

## 6. その他関連計画との関係

---

本計画に関連する計画として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画（現時点では、東南海・南海地震防災対策推進計画）、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく国土強靱化地域計画がある。これらの関連計画は各法に基づき作成されるものであるが、本計画は関連計画と整合を図るものとする。

## 第2章 播磨町と災害

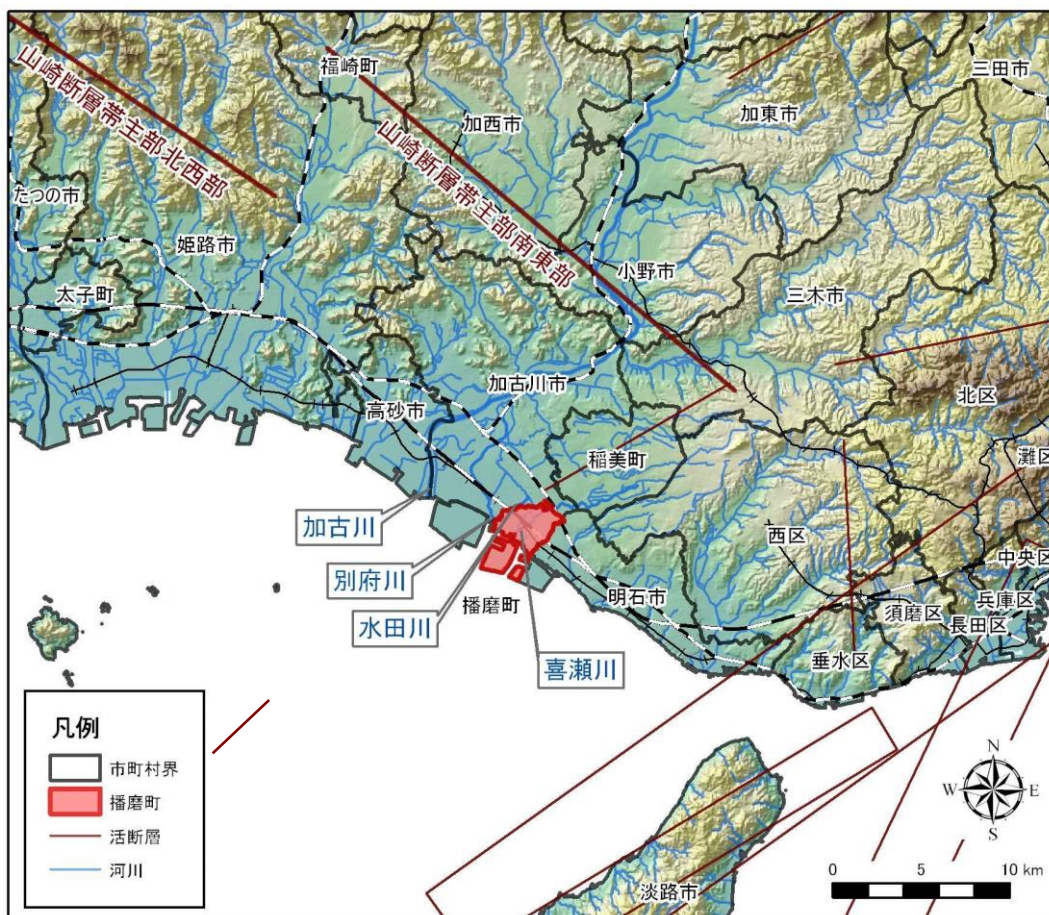
### 第1節 町の概要

播磨町（以下「町」という。）は、兵庫県南部の中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は明石市に、西と北は加古川市に接しており、町域の面積は9.13㎢である。

地形は、播磨灘を埋め立てた人工島を有しており、山林や丘陵地はなく全般的に平坦な地形を呈している。中央部を喜瀬川が播磨灘に流れ込んでおり、西部には別府川の支流である水田川が流れている。また町域内に12のため池が点在している。

町の気候は、全体として温和であり、年平均気温は16℃前後、年間降水量は1,300mm前後、年平均風速は3.5m/s前後である。

<播磨町の位置図>



## 第2節 町の災害履歴

### 1. 地震の被災履歴

#### 1-1. 過去の地震一覧

有史以来、兵庫県内に震度5弱以上を与えたと推定される地震は、下表のとおりである。過去における南海トラフの海溝型地震では昭和21年の南海地震（死者50人、負傷者69人）、内陸直下型地震では平成7年の兵庫県南部地震（死者6,434人、行方不明者3人、負傷者43,792人）が、被害の大きい地震であった。

＜兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震＞

番号	発生年月日	(推定) 規模 (M)	備考
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	7.0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	7.0	
3	745. 6. 15 (天平 17. 4. 27)	7.9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	6.5~7.0	
○ 5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5	
7	938. 5. 22 (承平 8 (天慶 1) . 4. 15)	7.0	
8	1096. 12. 17 (嘉保 3 (永長 1) . 11. 24)	8.0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	8 <sub>1/4</sub> ~8.5	
10	1449. 5. 13 (文安 6 (宝徳 1) . 4. 12)	5 <sub>3/4</sub> ~6.5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8.2~8.4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	6.0+ <sub>-1/4</sub>	
14	1596. 9. 5 (文録 5 (慶長 1) . 7. 13)	7 <sub>1/2</sub> + <sub>-1/4</sub>	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7 <sub>1/4</sub> ~7.6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延 4 (宝暦 1) . 2. 29)	5.5~6.0	
18	1854. 12. 23 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 5)	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久 4 (元治 1) . 1. 28)	6 <sub>1/4</sub>	
21	1891. 10. 28 (明治 24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正 5)	6.1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正 14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和 2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	5.2	京都府沖
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8.0	南海地震
27	1963. 3. 27 (昭和 38)	6.9	越前岬沖地震
◎ 28	1995. 1. 17 (平成 7)	7.3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6 (平成 12)	7.3	鳥取県西部地震
○ 30	2013. 4. 13 (平成 25)	6.3	淡路島地震
31	2018. 6. 18 (平成 30)	6.1	大阪府北部地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

(注3) 備考欄に下線を付している地震は、気象庁による命名。その他は通称。



**1-2. 平成7年阪神・淡路大震災の町における被害**

平成7年の兵庫県南部地震では、兵庫県内で甚大な被害が発生した。  
 兵庫県及び町での被害状況は、以下のとおりである。

＜平成7年阪神・淡路大震災の町における被害＞

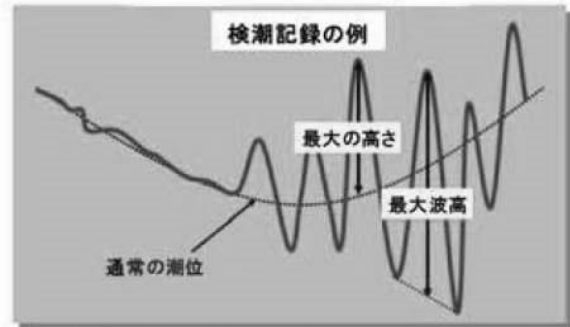
地震の発生状況 (気象庁発表)	ア	発生年月日	平成7年1月17日、午前5時46分
	イ	地震名	平成7年兵庫県南部地震
	ウ	震央地名	淡路島 (北緯34度36分 東経135度02分)
	エ	震源の深さ	16km
	オ	規模	マグニチュード7.3
	カ	最大加速度	818gal (南北成分、神戸海洋気象台(当時))
	キ	最大震度	神戸市、芦屋市、西宮市、北淡町、 一宮町、津名町の一部で震度7
県内の被害状況 (平成18年5月 19日確定報)	ア	災害救助法指定市町数	10市10町
	イ	死者	6,402名
	ウ	行方不明者	3名
	エ	負傷者	40,092名
	オ	倒壊家屋	240,956棟 439,608世帯
	カ	避難箇所数・人数	1,153箇所 316,678人
町の被害状況 (平成16年12月 28日現在)	ア	負傷者(重傷)	1人
	イ	住居被害(半壊)棟数	11棟
	ウ	住居被害(半壊)世帯数	16世帯

## 2. 津波の被災履歴

### 2-1. 兵庫県で観測された津波（検潮記録）

兵庫県で観測された津波の主なものは、下表のとおりである。

検潮記録が得られるのは、近年のものに限られるが、より古い時代においては、ここに掲載した事例を上回るような津波があったことには留意する必要がある。



津波の高さ: 通常の潮位から津波によって上昇した高さ

津波の波高: 山から谷または、谷から山の高さ

#### < 兵庫県で観測された津波（検潮記録） >

番号	地震			津波（最大波高）	
	発生年月日	地震名	震源	神戸港	洲本港
1	昭和 27 年 11 月 4 日	カムチャッカ地震	カムチャッカ半島 南東沖	記録なし	19cm
2	昭和 35 年 5 月 23 日	チリ地震	チリ沖	56cm	59cm
3	昭和 38 年 10 月 13 日	エトロフ島沖地震	択捉島南東沖	10cm	3cm
4	昭和 39 年 3 月 28 日	アラスカ地震	アラスカ南部	23cm	14cm
5	昭和 40 年 2 月 4 日	アリューシャン地震	アリューシャン 列島中部	8cm	4cm
6	昭和 43 年 4 月 1 日	日向灘地震	日向灘	11cm	5cm
7	昭和 58 年 5 月 26 日	日本海中部地震	秋田県沖	(津居山 54cm)	
8	平成 5 年 7 月 12 日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	(舞鶴 70cm)	
9	平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	大阪湾	6cm	—
10	平成 16 年 9 月 5 日	なし	三重県南東沖	5cm	—
11	平成 21 年 1 月 4 日	なし	インドネシア ・パプア	8cm	—
12	平成 22 年 2 月 27 日	なし	チリ中部沿岸	21cm	19cm
13	平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	三陸沖	53 cm	43 cm

※兵庫県南部地震は欠測時間があり、記録された中での最大波高であり、実際の高さはこの記録より高い可能性がある。

※1～6、9～13 神戸海洋気象台検潮記録（当時） 8 舞鶴海洋気象台検潮記録（当時）

\* 以上のデータは「検潮概報」「潮汐観測」より抜粋。

7 兵庫県編「兵庫県における災害（明治 40 年～昭和 60 年）」

## 2-2. 南海トラフ地震による津波の記録

南海トラフ地震による津波の記録としては、以下に示すようなものが残っている。

### (1) 1854年12月24日の安政南海地震

「大阪では木津川・安治川の26の橋破壊、水死 341人、道頓堀で路上に潮溢れ、東堀まで泥水上がる。堺では川筋に船流れ込み、橋8カ所破壊。尼崎では内川の水面1丈余増し、死者100余人、流失家屋60棟・・・」との記録

出典：『日本被害津波総覧』（渡辺偉夫、平成10年、東京大学出版会発行）

### (2) 1946年（昭和21年）12月21日の南海地震

＜1946年（昭和21年）12月21日の南海地震＞

地震			津波（最大波高）
発生年月日	地震名	震源	
昭和21年 12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250cm 由良町 100cm 灘村 150cm 沼島村 150cm 阿万町 150cm 志筑町 100cm

出典：兵庫県災害誌（昭和29年）

### 3. 風水害の被災履歴

#### 3-1. 過去の風水害の被害一覧

町で発生した既往の風水害は、下表のとおりである。

<町における風水害の被害一覧>

No	年月日	気象状況	被害概要
1	昭和40年 9月10日	台風23号 (災害救助法適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽傷 3人</li> <li>・全壊及び流出 15棟</li> <li>・半壊 45棟</li> <li>・一部損壊 1,825棟</li> <li>・床上浸水 453棟</li> <li>・床下浸水 376棟</li> </ul>
2	昭和50年 8月23日	台風6号	水田川洪水
3	昭和55年 8月31日	低気圧	水田川洪水
4	昭和57年 8月1日	台風10号	水田川洪水
5	昭和57年 8月19日	低気圧	水田川洪水
6	昭和58年 9月28日	台風10号	水田川洪水
7	平成2年 9月18日	台風19号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床上浸水 10棟</li> <li>・床下浸水 288棟</li> </ul>
8	平成16年 8月30日	台風16号	高潮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床下浸水 7棟</li> </ul>
9	平成16年 9月29日	台風21号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床上浸水 5棟</li> <li>・床下浸水 51棟</li> </ul>
10	平成16年 10月20日	台風23号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床上浸水 7棟</li> <li>・床下浸水 36棟</li> </ul>
11	平成23年 9月4日	台風12号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床上浸水 12棟</li> <li>・床下浸水 25棟</li> </ul>
12	平成24年 7月6日	大雨	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床下浸水 10棟</li> </ul>
13	平成25年 9月4日	大雨	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床上浸水 1棟</li> <li>・床下浸水 22棟</li> </ul>
14	平成26年 8月10日	台風11号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床下浸水 13棟</li> </ul>

## 第3節 今後発生が予想される災害

### 1. 海溝型巨大地震（津波含む）

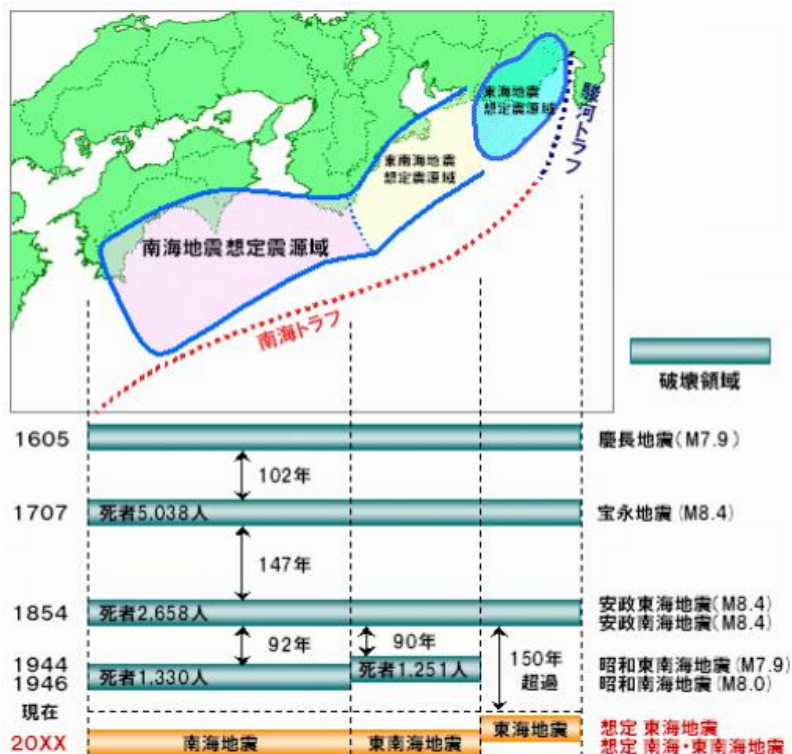
#### 1-1. 海溝型巨大地震の発生確率

南海トラフで発生する地震は、多様性に富むため、次の地震の震源域の広がりや正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難と言われている。ただ、南海地域、東海地域で同時に発生する地震と、時間をおいて発生する地震があり、時間をおいて発生する場合でも、数年以内にもう一方で地震が発生しており、両領域はほぼ同時に活動しているとみなせる。南海トラフ全体を一つの領域と考えると、大局的には100～200年間隔で繰り返し大地震が発生しているといえる。（参考：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）平成25年5月地震調査研究推進本部）

＜南海トラフで次に発生する地震の発生確率（算定基準日 R5.1.1）＞

領域	規模	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ全域	M8～9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくはそれ以上

＜東海地震と東南海・南海地震の発生サイクル＞



## 1-2. 海溝型巨大地震の被害想定（内閣府）

東日本大震災を受け、国では「南海トラフ巨大地震」の検討を進めており、平成 24 年 8 月 29 日に、内閣府から被害想定結果（第二次報告）が公表され、この被害想定について、建築物や人口、ライフライン等のデータ及び津波避難意識アンケート結果等の最新のデータに基づいた再計算による被害想定が令和元年 6 月に公表された。

＜南海トラフ巨大地震の被害想定結果＞

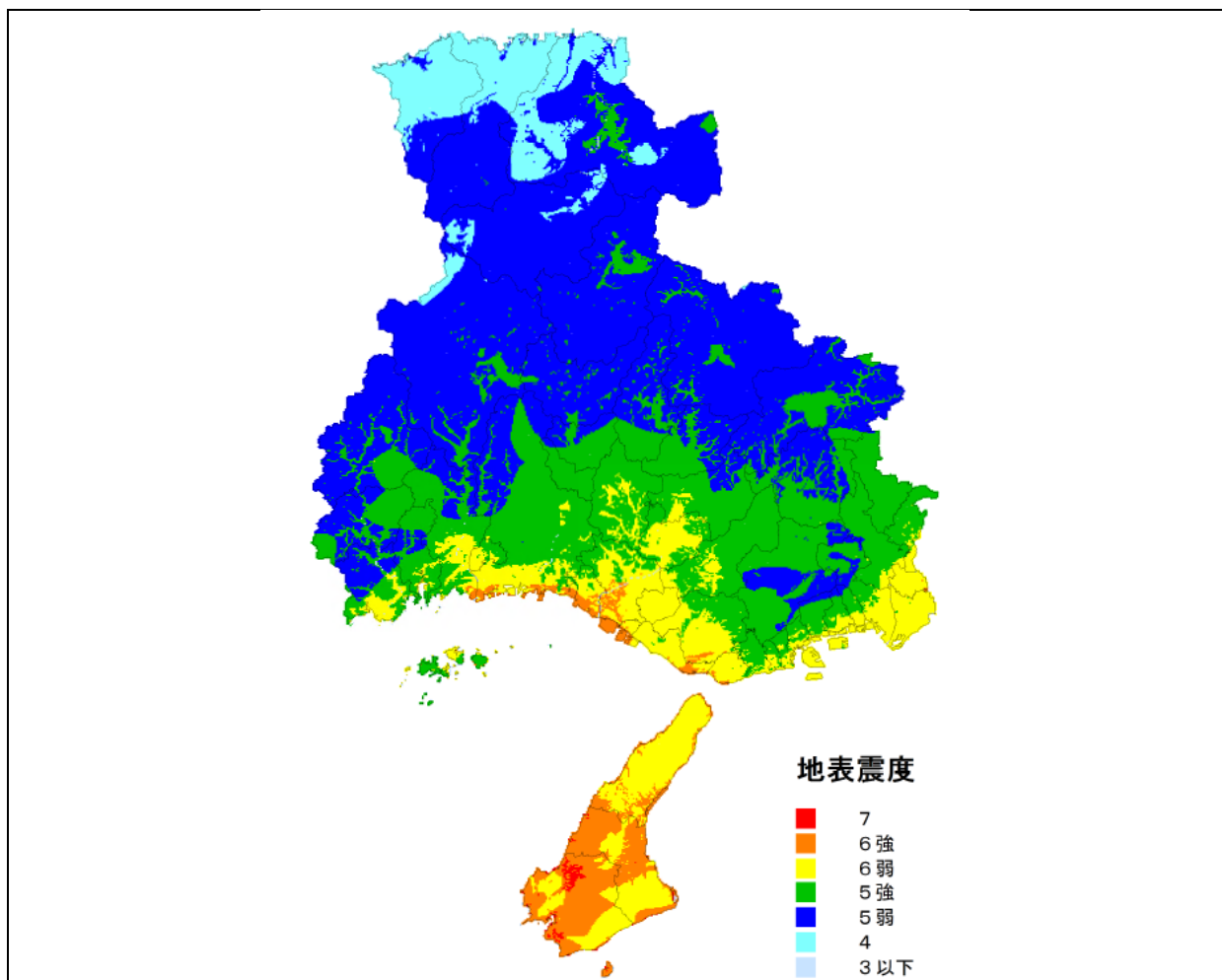
被害想定項目	第二次報告 想定内容	第一次報告 想定内容
地震動	震度 6 強	震度 6 強
津波高（満潮時）	3.0m※1	2.8m
津波高が 1m に到達する時間	109 分※2	90～120 分
浸水面積	不明	—
全壊棟数（兵庫県内）	45,000 棟	—
死者数（兵庫県内）	3,100 人	—

※1 小数点第 1 位は切り上げ。

なお、従前の国想定は 2.25m、兵庫県暫定想定（2 倍想定）は 3.85m。

※2 M8 を超えるような地震の際に気象庁が発表する地震発生から津波到達までの時間は兵庫県瀬戸内海沿岸で 10～20 分

＜南海トラフの巨大地震による最大クラスの震度分布＞



### 1-3. 海溝型巨大地震の被害想定（兵庫県）

兵庫県は、東日本大震災を踏まえて国が検討した南海トラフの巨大地震に係る地震モデル及び津波の推計結果を基本に、兵庫県における被害想定を取りまとめており、津波浸水想定区域については、「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（播磨地区）」として平成26年2月19日に、その他の被害想定については「南海トラフ巨大地震津波被害想定」として平成26年6月3日にそれぞれ公表している。

以下に被害想定結果を示す。

<想定外力>

30年発生確率		70～80%	
想定規模（マグニチュード）	強震断層域	M9.0	
	津波断層域	M9.1	
想定最大震度		震度6強	
津波 シミュレーション結果	最大津波水位（T.P.（m））	2.2	
	1m津波の到達時刻（分後）	110	
	浸水面積 （ha）	3m以上	0
		1m以上	微少
		0.3m以上	3
0.3m未満		0	

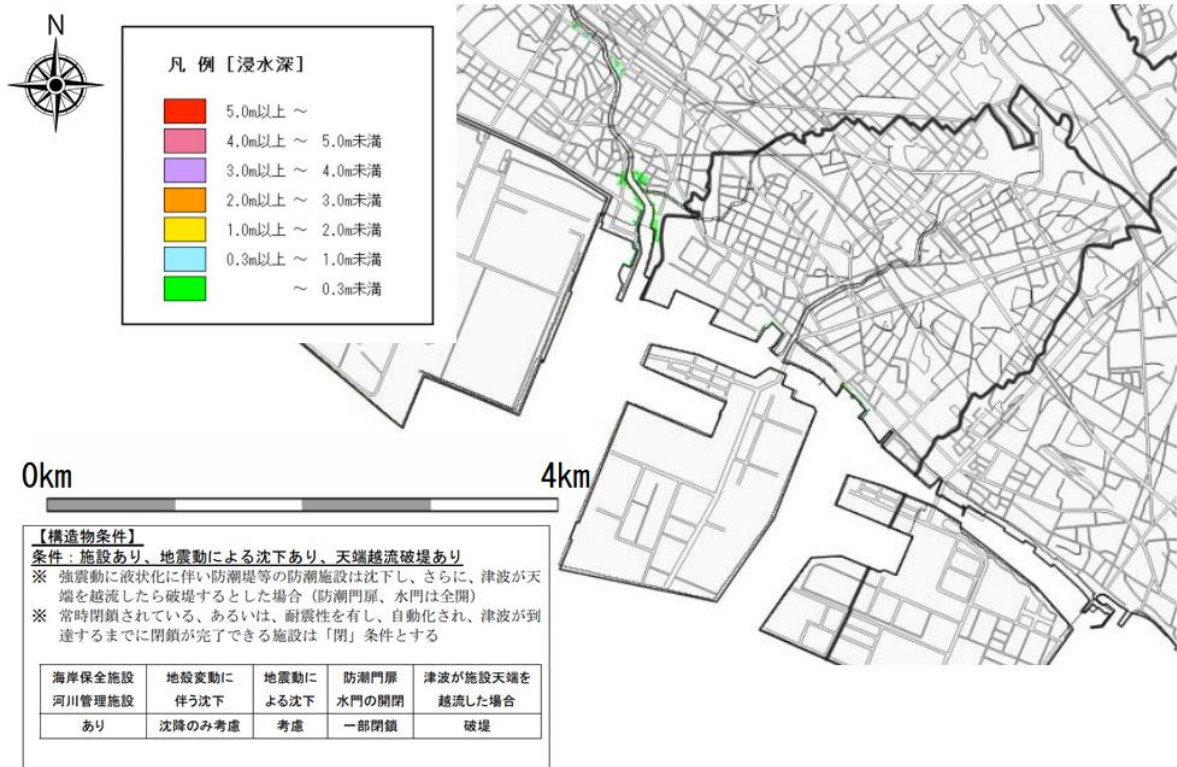
<震度分布図>



<液状化危険度>



<兵庫県津波浸水想定図（播磨町）>





<町における被害想定（詳細）>

		冬5時	夏12時	冬18時	左記の 最大値※
原因別 建物全壊棟数	計	341	336	354	354
	揺れ	331	331	331	331
	液状化	2	2	2	2
	火災	8	3	21	21
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
原因別 建物半壊棟数	計	1,688	1,689	1,685	1,689
	揺れ	1,629	1,630	1,626	1,630
	液状化	58	58	58	58
	火災	0	0	0	0
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	1	1	1	1
原因別死者数	計	21	10	18	23
	揺れ	20	10	15	20
	(うち屋内収容物落下等)	(1)	(0)	(1)	(1)
	火災	1	0	3	3
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0	0
	交通(道路)	0	0	0	0
原因別負傷者数	計	344	228	238	347
	揺れ	342	225	233	342
	(うち屋内収容物落下等)	(16)	(11)	(12)	(16)
	火災	0	0	0	0
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	1	3	3
	交通(道路)	2	2	2	2
原因別重傷者数	計	32	26	26	33
	揺れ	32	26	25	32
	(うち屋内収容物落下等)	(3)	(2)	(2)	(3)
	火災	0	0	0	0
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1	1
	交通(道路)	0	0	0	0
避難者数	当日	819	811	833	833
	1日後	819	811	833	833
	1週間後	765	767	785	785
	1ヶ月後	395	396	405	405
帰宅困難者数	当日	-	2,170	1,517	2,170
ライフライン施設の被害	断水人口(1日後)	7,811	7,811	7,811	7,811
	下水道支障人口(1日後)	748	748	748	748
	停電(1日後)	軒	384	384	384
	通信支障回線(1日後)	回線	467	467	467
	復旧対象となるガス供給停止(1日)	戸	0	0	0
震災廃棄物発生量	計	37~38	37~38	38~39	38~39
	災害廃棄物	36	36	37	37
	津波堆積物	1~2	1~2	1~2	1~2

※内訳が示されている項目における計は、内訳における最大値の計であるため、必ずしもそれぞれの計と一致しない。

## 2. 直下型地震

### 2-1. 活断層について

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半（直近数千年の記録の残っている有史時代以前の時代、およそ数十万年前）に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層である。しかし、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。

日本列島は、地質時代後半に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布している。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることになった。

### 2-2. 兵庫県の地震被害想定

兵庫県では、平成21年度及び22年度の2カ年をかけて、最新の研究成果を反映し、兵庫県に被害を発生する可能性のある地震について詳細な地震被害想定の見直しを実施した。以下に被害想定結果を示す。

<兵庫県の地震被害想定結果>

地震	兵庫県全体	町
山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）地震	全壊棟数：64,988棟 死者数：3,953人	全壊棟数：888棟 死者数：59人
上町断層帯地震	全壊棟数：95,275棟 死者数：5,999人	全壊棟数：30棟 死者数：2人
中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震	全壊棟数：41,746棟 死者数：2,404人	全壊棟数：36棟 死者数：2人
養父断層帯地震	全壊棟数：415棟 死者数：27人	全壊棟数：0棟 死者数：0人

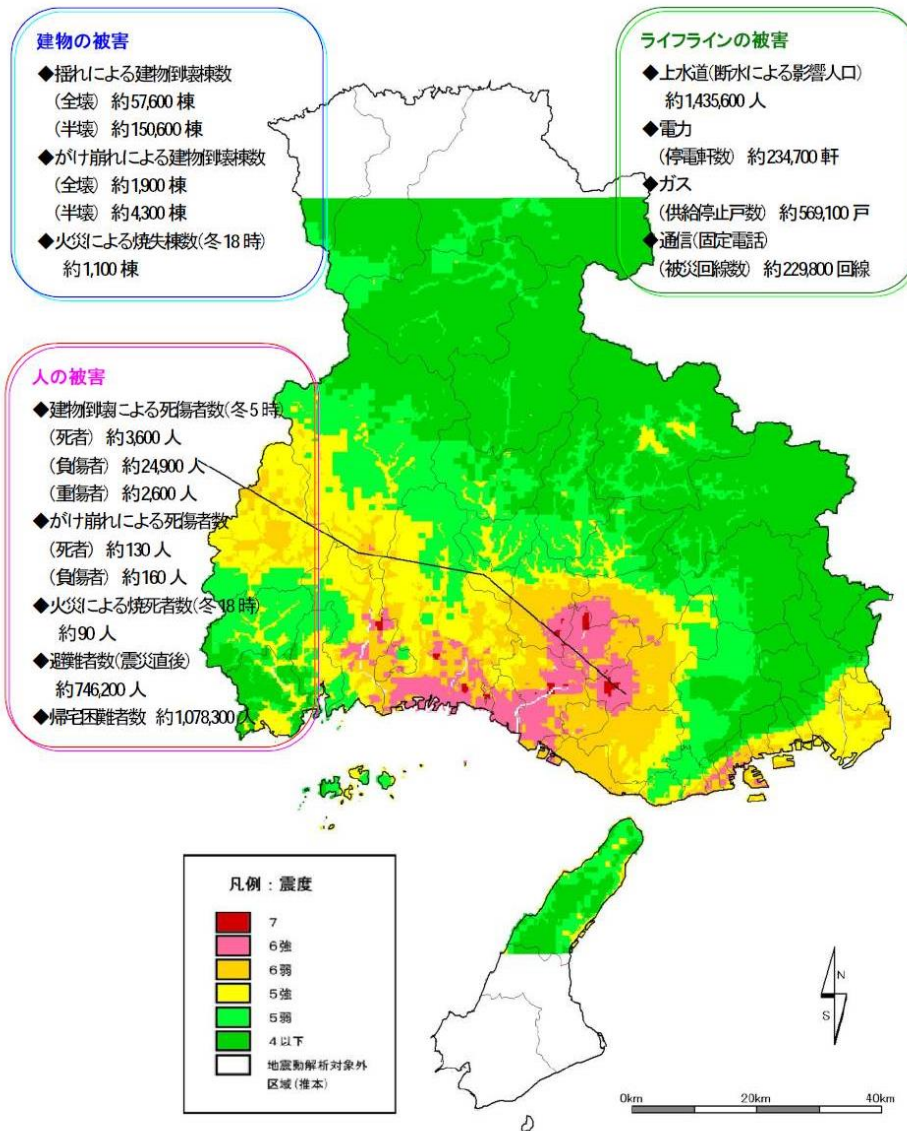
<町における被害想定(詳細)>

想定地震名				山崎断層帯 (大原・土方・安富・主部南東部)地震	上町断層帯 地震	中央構造線 断層帯(紀淡海峡-鳴門海峡)地震	養父断層帯 地震	
30年発生確率				0.1~3%	3%以上	0.1~3%	0.1~3%	
想定規模(マグニチュード)				M8.0	M7.5	M7.7	M7.0	
想定震度				6強	5強	5強	4以下	
揺れによる 建物被害	揺れ	全壊	棟	797	2	6	0	
		半壊		2,392	64	156	0	
	液状化	全壊		91	28	30	0	
土砂災害による 建物被害	がけ崩れ	全壊	棟	0	0	0	0	
		半壊		0	0	0	0	
火災による建物被害		焼失	棟	20	1	1	0	
道路の被害		橋梁被害	箇所	0	0	0	0	
ライフライン施設の 被害	上水道	断水人口1日目	人	26,918	875	10,134	1	
		復旧日数	日	46	46	46	4	
	下水道	支障人口1日目	人	9,887	796	3,140	0	
		復旧日数	日	140	11	45	0	
	電力	停電	軒数	3,439	111	133	0	
	ガス	供給停止	戸数	3,000	0	0	0	
	通信	固定電話	回線数	(162~2,435)	(90)	(90~162)	0	
その他の施設の被害(震度6弱以上の エリア内)	危険物施設	高圧ガス第1種製造所	施設数	25	0	0	0	
		石油コンビナート等特定事業所		3	0	0	0	
		毒物劇物		4	0	0	0	
	避難所	12		0	0	0		
	病院	0		0	0	0		
	福祉施設	11		0	0	0		
	警察施設	0		0	0	0		
	消防施設	1		0	0	0		
	文化財	3		0	0	0		
	河川堤防	一級河川		8	0	0	0	
		二級河川		16	0	0	0	
ため池		12	0	0	0			
震災廃棄物発生量			千トン	489	33	47	0	
建物倒壊による死傷者数 (早朝5時)	死者	死者	人	51	1	1	0	
		負傷者		423	7	18	0	
		重傷者		44	1	1	0	
がけ崩れによる死傷者数	死者	死者	人	0	0	0	0	
		負傷者		0	0	0	0	
火災による死者数		焼死者	人	2	1	1	0	
交通施設による 死傷者数	道路	死者	人	1	0	0	0	
		負傷者		7	0	0	0	
		重傷者		1	0	0	0	
	鉄道	死者		5	0	0	0	
		負傷者		16	0	0	0	
		重傷者		5	0	0	0	
避難者数	建物被害	避難者	人	5,201	86	215	0	
	断水(1日後)	避難者		7,303	315	3,623	0	
	避難者総数			12,503	401	3,837	0	
	避難所生活者(10時間後)			3,251	104	998	0	
	帰宅困難者			4,382	4,382	4,382	1,268	
物資不足量(4日後)	食糧	食糧	食	-29,205	9,430	-2,101	10,744	
		飲料水		リットル	-39,949	-1,314	-12,845	0
		毛布		枚	3,256	4,547	4,026	4,600
		被服		セット	-1,344	-53	-574	0
		仮設トイレ		基	-13	-1	-6	0
		簡易トイレ		基	-113	16	-36	21
経済被害		直接被害	億円	843	38	59	0	
		間接被害	億円	47	6	8	0	

※避難者数について ①建物被害避難者：地震により「自宅での生活が不能な者」の数、②断水避難者：地震による断水により「自宅での生活が不能な者」の数、③避難者総数：①+②、④避難所生活者：指定避難所で避難生活を送る避難者数、③との差分は「疎開者、広域避難者」。

※固定電話の被害想定について 西日本電信電話株式会社の提供データによる。被害想定の基本となる想定震度は次のとおり。山崎断層帯：想定震度6弱~7、上町断層帯：想定震度5強、中央構造線断層帯：想定震度5強~6弱。

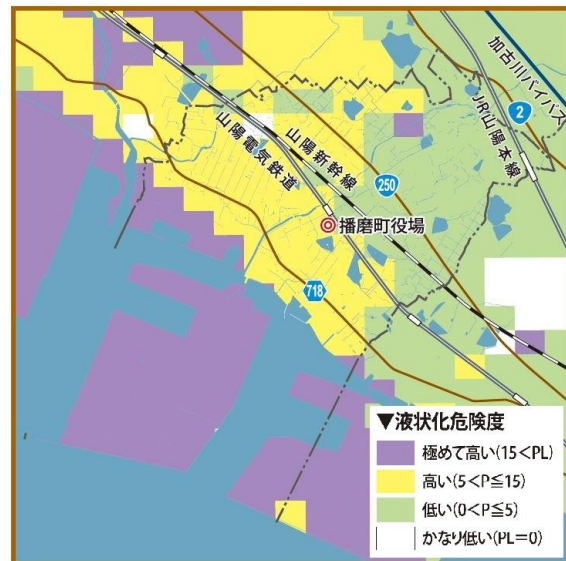
<山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）地震の被害想定>



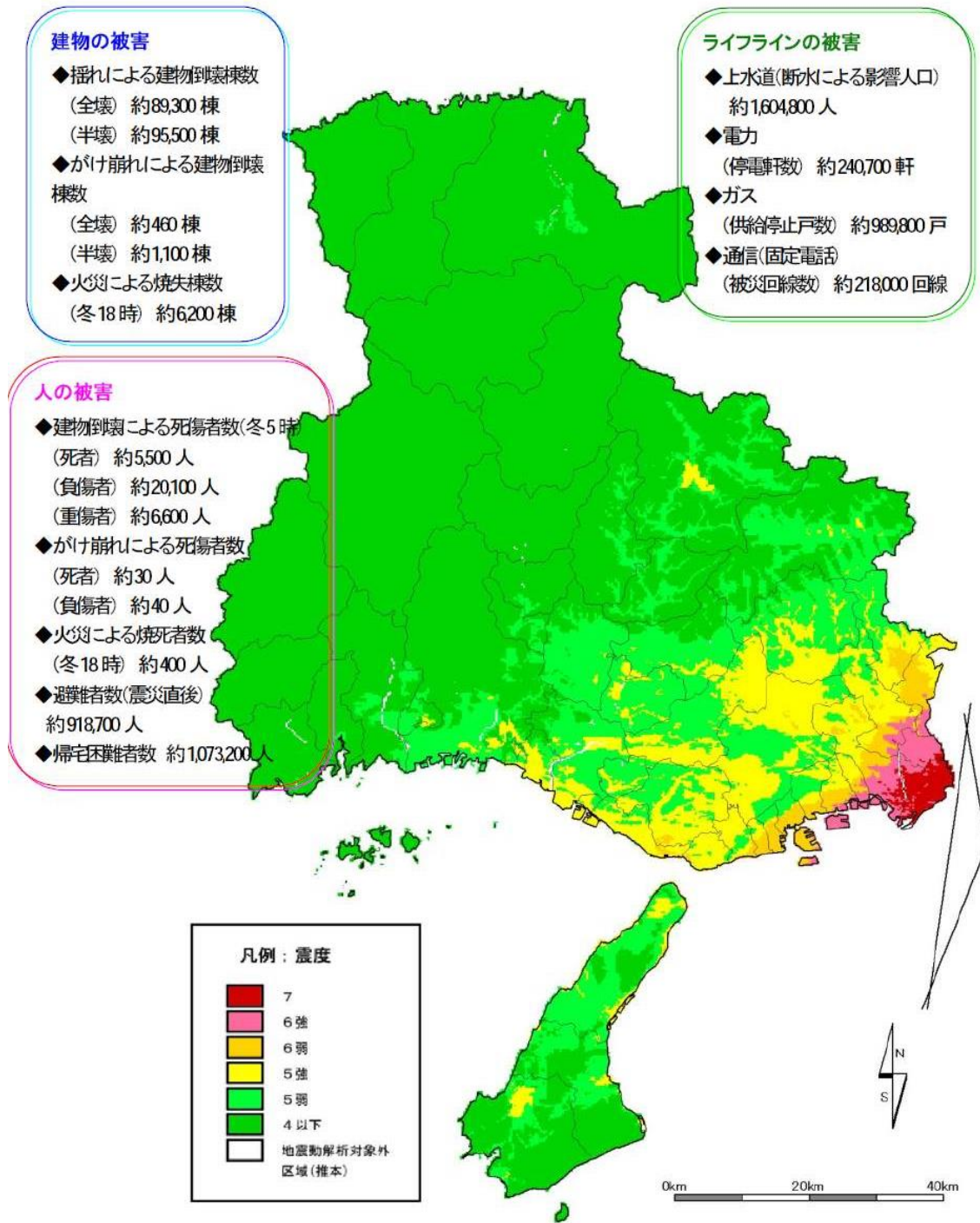
<震度分布図（播磨町）>



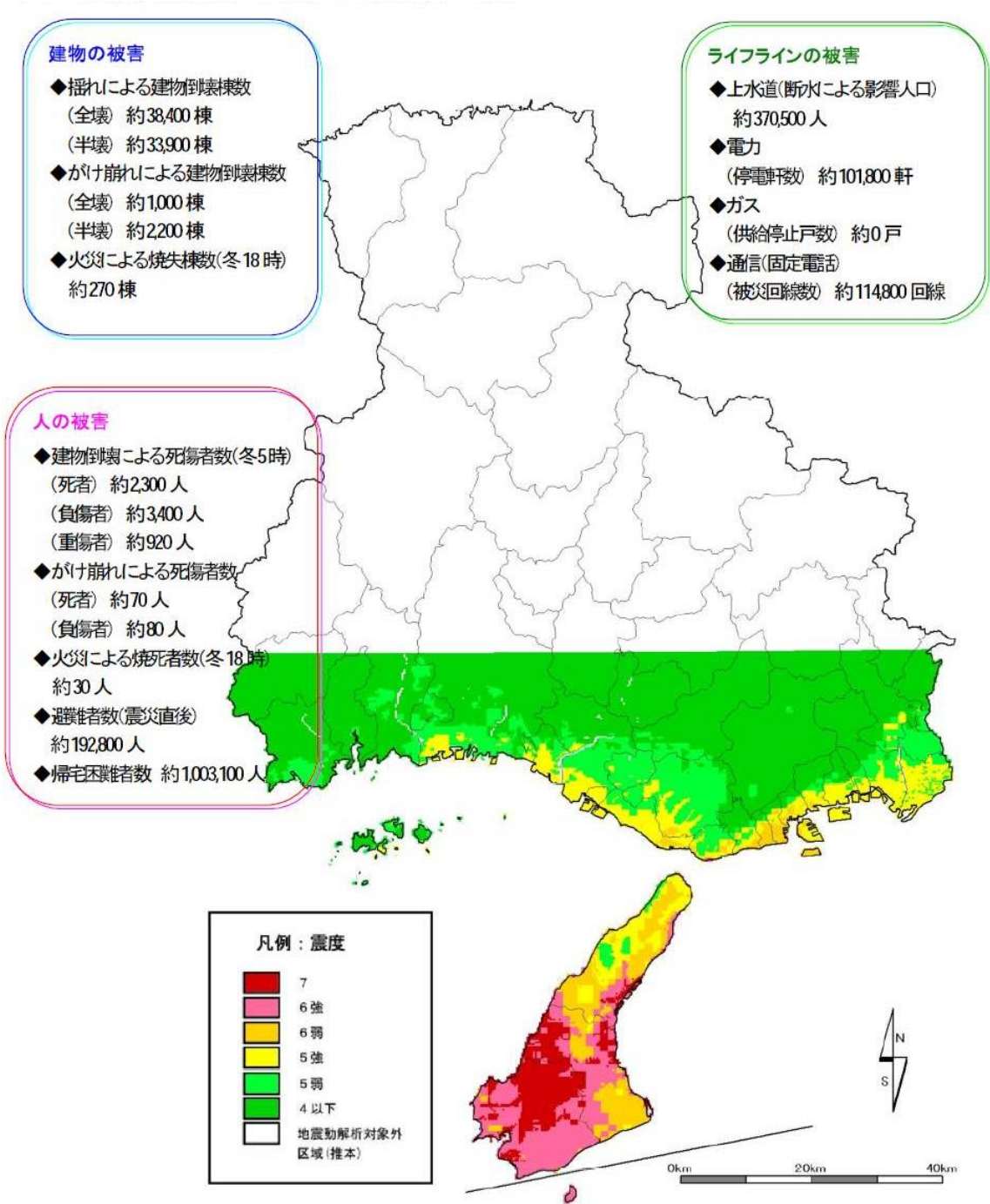
<液状化危険度>



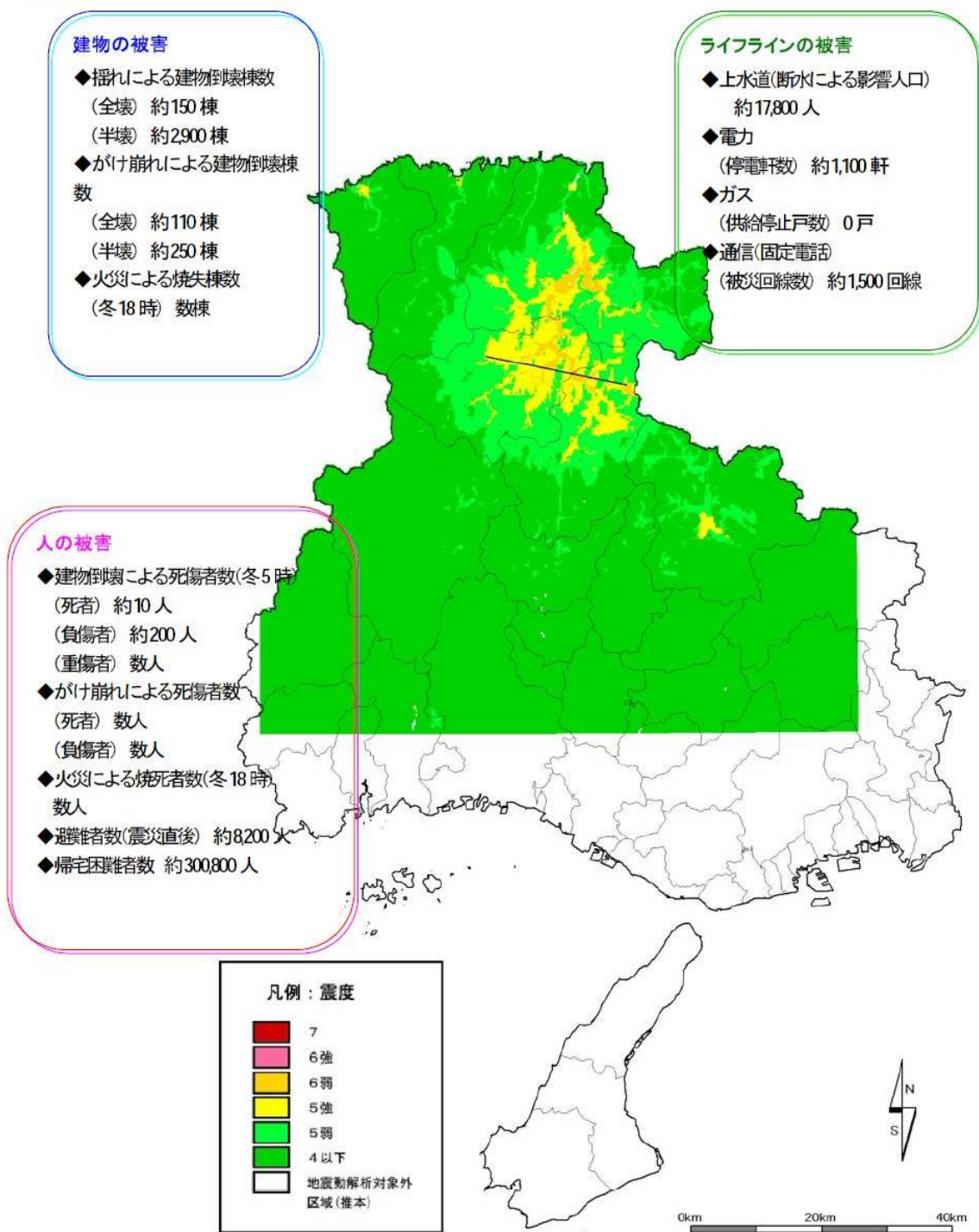
<上町断層帯地震の被害想定>



< 中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震の被害想定 >



<養父断層帯地震の被害想定>



### 3. 大雨による浸水被害

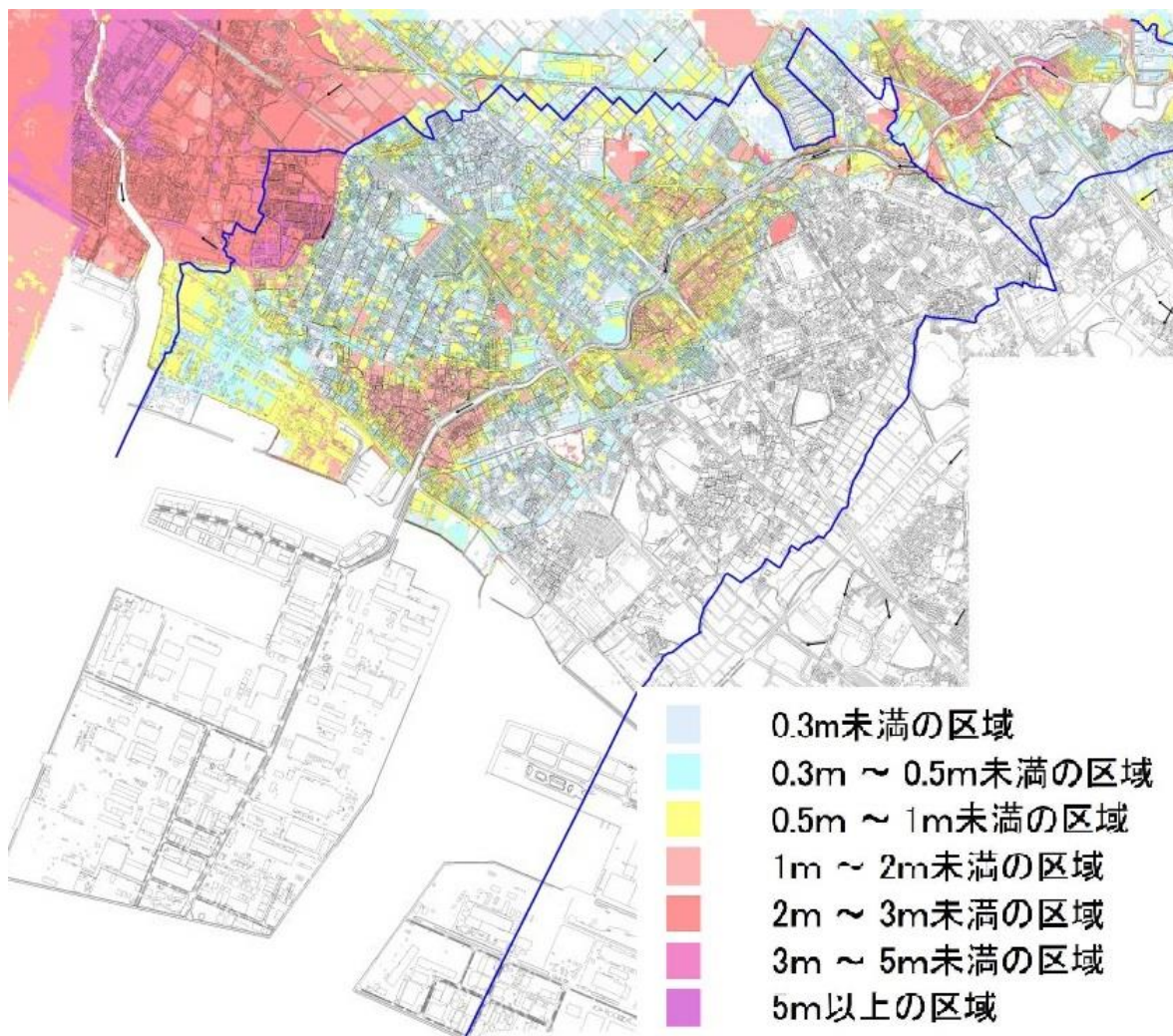
町では、大雨による加古川、水田川、喜瀬川においては、大雨によって仮に堤防が決壊等した場合の浸水する範囲と深さを示した浸水想定区域図により、浸水被害が予測されている。

なお、浸水被害の予測は無いが、局地的な大雨が発生した場合、町内どこでも水路等から水が溢れるような浸水被害は発生する可能性がある。

<計算条件>

加古川	概ね1000年に1回程度起こる大雨 (加古川流域の2日間の総雨量750mm)
水田川	1回/1000年超の確率で起こる大雨 (24時間総雨量772mm)
喜瀬川	概ね1000年に1回程度起こる大雨 (12時間総雨量551mm)

<加古川・水田川・喜瀬川浸水想定区域>





## 4. 台風による風害・高潮・高波

### 4-1. 風害

町では、強風による被害として、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが想定される。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

### 4-2. 高潮・高波による被害

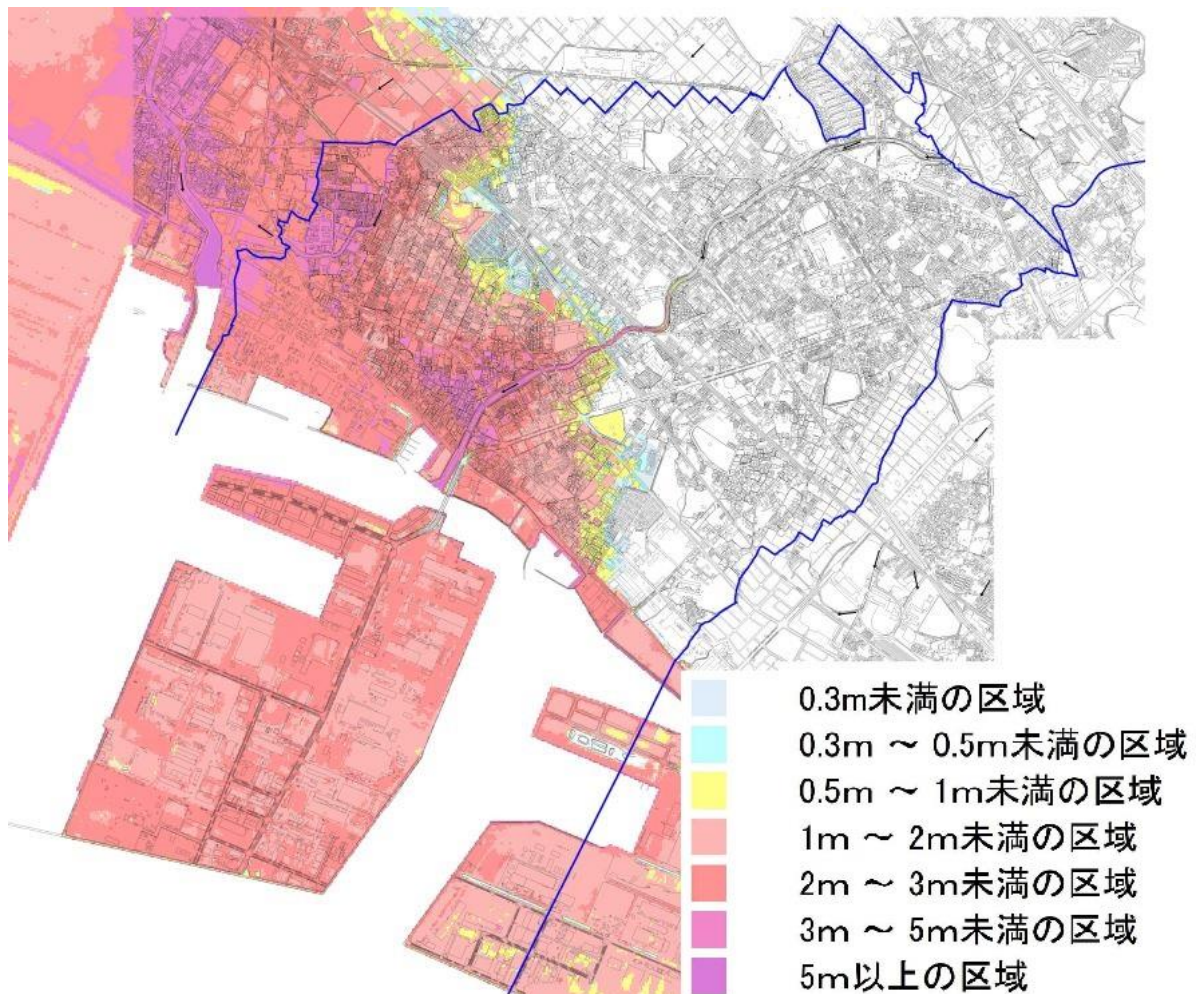
町は、海に接しているため、高潮、高波による被害が想定される。特に台風の際は注意を要する。なかでも大阪湾では紀伊水道から風浪が入ってくるとき、湾奥などでかなりの高潮と高波が予想されるので、阪神地域のように低地部が広がっている地域では、被害が広がりやすい。

町では、高潮の浸水予測区域が公表されている。

<計算条件>

台風の規模 (上陸時の中心気圧)	室戸台風規模 (910hPa)
予測に用いた潮位	標高5.4mの高さ

<高潮浸水予測区域図 東播磨港>



## 5. その他事故・災害

### 5-1. 大規模火災

町は、市街化が進展していることもあり、火災が大規模火災に発展する可能性がある。県内では、大規模火災がこれまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。

### 5-2. 危険物事故

町内にも危険物施設があり、危険物事故の可能性がある。危険物施設については、これまでに硫酸などの危険物が漏れる事故が発生しており、阪神・淡路大震災においては、LPG施設でのガス漏れの例がある。県内では瀬戸内海沿岸に取扱い施設が多く、高潮・高波等により、場合によっては大惨事につながるおそれもある。

また、核燃料物質や放射性物質の陸上輸送が行われる可能性もあるため、これら危険物質等の輸送時の防災対策について講じる必要がある。

### 5-3. 突発性重大事案

突発性重大事案は、町内のどこでも起こりうる可能性がある。爆発事故等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴うおそれがあり、非常に大きな社会的影響が予想される。また、雑踏等で無差別にサリン等の物質が散布されると、物質の種類や量によるが大量の殺傷につながる危険性が高い。

### 5-4. 海上災害

町は海に接しているため、海上災害の可能性がある。海上災害では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により多数の人的被害につながるおそれがあると同時に、重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生する危険性がある。

### 5-5. 鉄道災害

町には鉄道が通っており、鉄道災害の可能性がある。鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとし、事象により次の4つの災害を想定する。

- ① 列車の衝突、脱線、転覆等
- ② 列車の火災又は爆発
- ③ 列車からの危険物等の流出
- ④ 列車と自動車の衝突

いずれの想定においても、さらに管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を

及ぼすおそれのある物質を指す。

## 5-6. 道路災害

町には、国道及び県道の主要道路があり、道路災害の可能性がある。道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により次の5つに分類する。

- ① 道路構造物(橋梁等)の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ② 自動車の火災又は爆発
- ③ 自動車からの危険物等の流出
- ④ 道路上での大きな交通事故
- ⑤ 道路上での極端な雑踏による被害

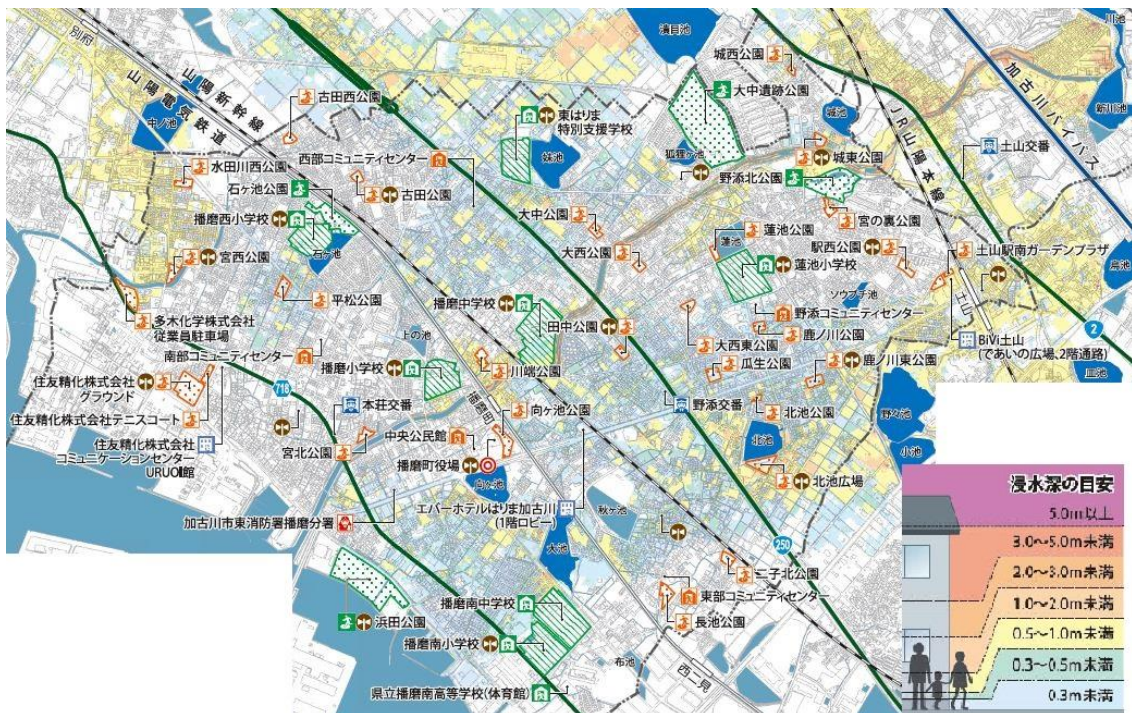
さらに、事故原因別に、管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。なお、この計画において、「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指す。

## 5-7. ため池の決壊

大雨や大きな地震の際には、ため池が決壊するおそれがある。万が一決壊した場合に被害を及ぼすおそれがあるとして県が指定する「防災重点ため池」が町内に8か所、町外のため池で播磨町まで被害が及ぶ可能性のある防災重点ため池が8か所ある。

これらのため池の決壊への対策として、播磨町水防計画に定める点検を平時から実施するとともに、決壊が発生した際の被害想定等についてハザードマップ等で広く周知を行う。

<ため池ハザードマップ>



## 第3章 播磨町のめざす防災体制

### 第1節 防災基本方針

#### 1. まちの将来像

町の防災対策を推進するにあたり、第5次播磨町総合計画におけるまちづくりの将来像と基本理念の一つである「誰もが安心して安全に暮らせるふるさと」を踏まえ、以下に示すまちの将来像を掲げる。

##### 【まちの将来像】

みんなで作る 安全・安心のふるさと はりま

#### 2. 防災理念

まちの将来像を達成するために、住民、NPO・ボランティア、事業者、行政などが互いに協力して、災害に強いまちづくりを推進するため、また災害が発生した場合でも被害を最小化し、迅速な回復を図るために、以下に示す防災理念を持って、様々な取り組みを行うものとする。

##### 【防災理念】

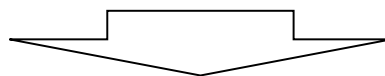
みんなの力で災害に強いはりまをつくる  
-避けられたはずの犠牲を出さないために-

#### 3. 防災施策体系

防災理念を踏まえ、以下のような施策体系を構築し、実行するものとする。

##### 【防災施策1】

災害時の被害をみんなで最小限に抑え、  
災害からの早期の回復を図る



災害時における対応を示した「災害応急対策、復旧・復興計画」の作成

【防災施策2】

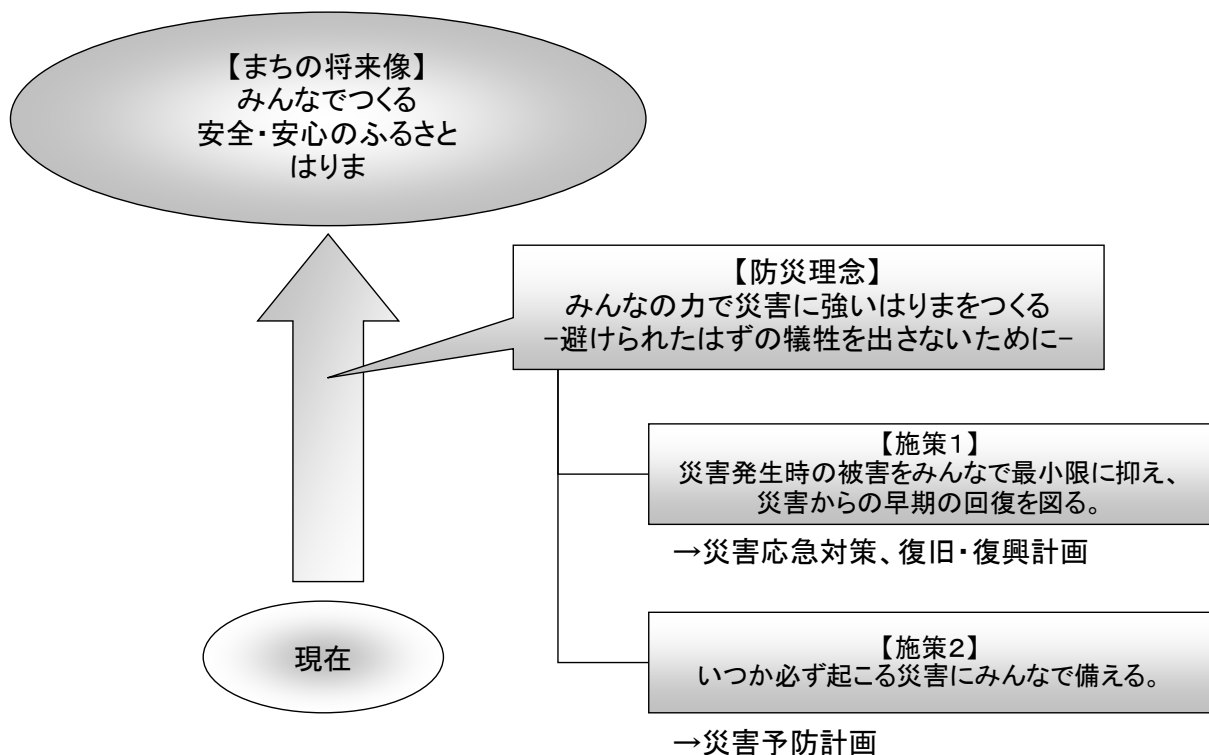
いつか必ず起こる災害にみんなで備える



災害時に備えて平時に取り組む「災害予防計画」の作成

- (1) 住民・事業者等と協働で防災に取り組む
- (2) 災害に強い組織・体制をつくる
- (3) 災害に強いまちをつくる

<まちの将来像、防災理念、施策体系のイメージ図>



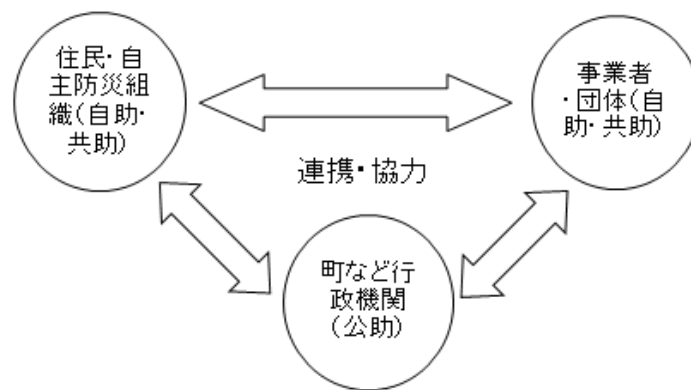
## 第2節 町、住民・自主防災組織、事業者・団体の役割

### 1. 基本的な考え

災害に立ち向かうには地域の総力を結集することが必要不可欠である。

このことから、地域の防災力を高め、「みんなの力で災害に強いはりま」を作るためには、各主体が自らの果たすべき役割を理解し、連携・協力することが基本となる。

<町、住民・自主防災組織、事業者・団体の役割>



### 2. 各自の役割

#### 2-1. 町（消防団含む）の役割

町は、基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、住民の生命、身体及び財産並びに町域を災害から保護するため、県、関係部局等との連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するよう努めるとともに、国及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及びボランティアの協力を得て、防災活動を実施する。その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局等とも連携し、地域防災計画の修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」）の設置・運営の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。また、事業者の持つノウハウや流通在庫を備蓄として活用できるよう、日ごろから積極的に連携を図る。

また、女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備や自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図ると共に、次世代を担う住民に対し、積極的に防災教育を行う。

## 2-2. 住民の役割

住民は、「自分の命は自分で守る」「家族の命は家族で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄（7日分を目標とする。）を進め、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災力の向上及び関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめるものとする。

また、過去に経験した災害から得た教訓を地域で共有し、後世に伝えるものとする。

## 2-3. 自主防災組織の役割

自主防災組織及び住民組織等は、「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」との意識に基づき、地域の住民を組織し、平時及び災害時の自主防災活動を行うものとする。

## 2-4. 事業者の役割

事業者は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業者が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、災害応急対策等に関する事業者（小売店、飲食料品・医薬品メーカー、運送事業者、建設業者等）は、災害時においても事業活動を継続するとともに、その事業活動に関し、国、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 2-5. 各種団体（NPO、ボランティア団体など）の役割

各種団体は、各団体が災害時に果たす役割を十分に認識し、固有の能力を発揮することで地域住民への貢献を行い、防災活動の推進に努めるものとする。

## 第3節 町の防災体制

### 1. 平時における町の防災組織体制

#### 1-1. 播磨町防災会議

災害対策基本法、水防法及び播磨町防災会議条例（昭和40年条例第11号）に基づき、播磨町地域防災計画及び播磨町水防計画の作成と実施の推進、災害発生に際し情報を収集すること及び関係機関に対する資料の提供、意見の開陳等の必要な協力を求めること等を主たる所掌事務とする機関である。

#### 1-2. 危機管理監

危機管理監は、町の危機管理政策全般に対しての全体調整を行う権限を持ち、災害時の応急対策、平時の予防計画の実施を監督するものである。

#### < 危機管理監の役割等 >

<p>危機管理監に求められる役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的かつ総合的に危機管理に関する事務を掌理</li> <li>・危機事態の発生時における指揮監督</li> <li>・24時間365日迅速な情報収集と対応漏れのない初動確保</li> <li>・垂直的、一元的な危機管理体制の構築</li> </ul>
<p>組織図 (通常時)</p>	
<p>組織図 (災害時)</p>	



## 2. 町の消防力

---

町の平時からの消防力は、以下のとおりである。

### 1-1. 消防事務の委託

消防本部及び消防署を置かなければならない町村を指定する告示（昭和 53 年自治省告示第 60 号）により指定されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、消防事務を昭和 53 年 4 月 1 日に加古川市に委託している。

また、産業保安事務を平成 6 年 11 月 1 日に加古川市に委託している。

委託の範囲は、以下のとおりである。

#### (1) 消防に関する事務

消防に関する事務（消防団に係るもの、水利施設の設置、維持及び管理に関するもの並びに水防に関するものを除く）の管理及び執行とする。

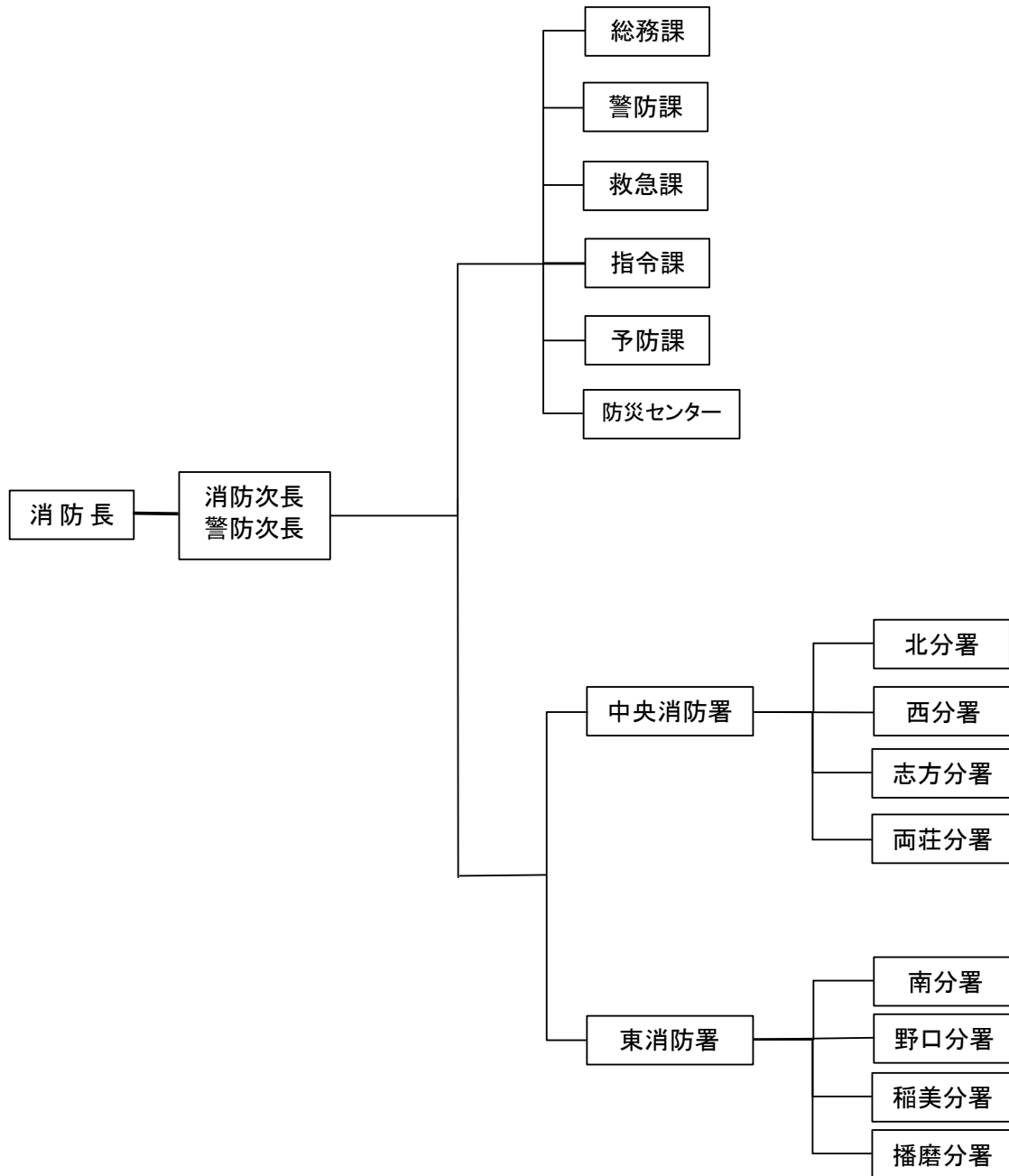
#### (2) 産業保安事務

産業保安事務については、市町長に権限を委任する規則（平成 6 年兵庫県規則第 57 号）に規定する液化石油ガス、火薬類及び高圧ガスに関する事務とする。

## 1-2. 消防組織

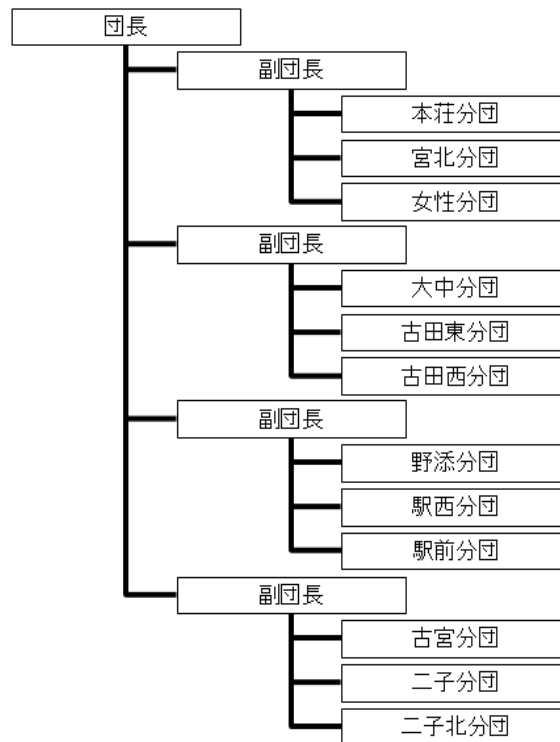
### (1) 加古川市

平成12年4月に加古川市東消防署播磨分署が設置され消防体制の迅速化等、消防力の強化充実を図っている。



(2) 播磨町

消防団は、現在 12 分団で組織されている。



1-3. 機器配置

町の現有消防力は、小型動力ポンプ付積載車 15 台（うち軽四 10 台）を保有している。

種 別 団 別	小型動力 ポンプ付積載車	小型動力 ポンプ	計
本 荘 分 団	2(軽四 1)	2	4
古 宮 分 団	1		1
二 子 分 団	1		1
二 子 北 分 団	1(軽四)		1
野 添 分 団	3(軽四 2)		3
駅 西 分 団	1(軽四)		1
駅 前 分 団	1(軽四)		1
大 中 分 団	2(軽四 1)		2
古 田 東 分 団	1(軽四)		1
古 田 西 分 団	1(軽四)		1
宮 北 分 団	1(軽四)		1
計	15	2	17



## 2. 防災拠点

### 2-1. 防災拠点の概要

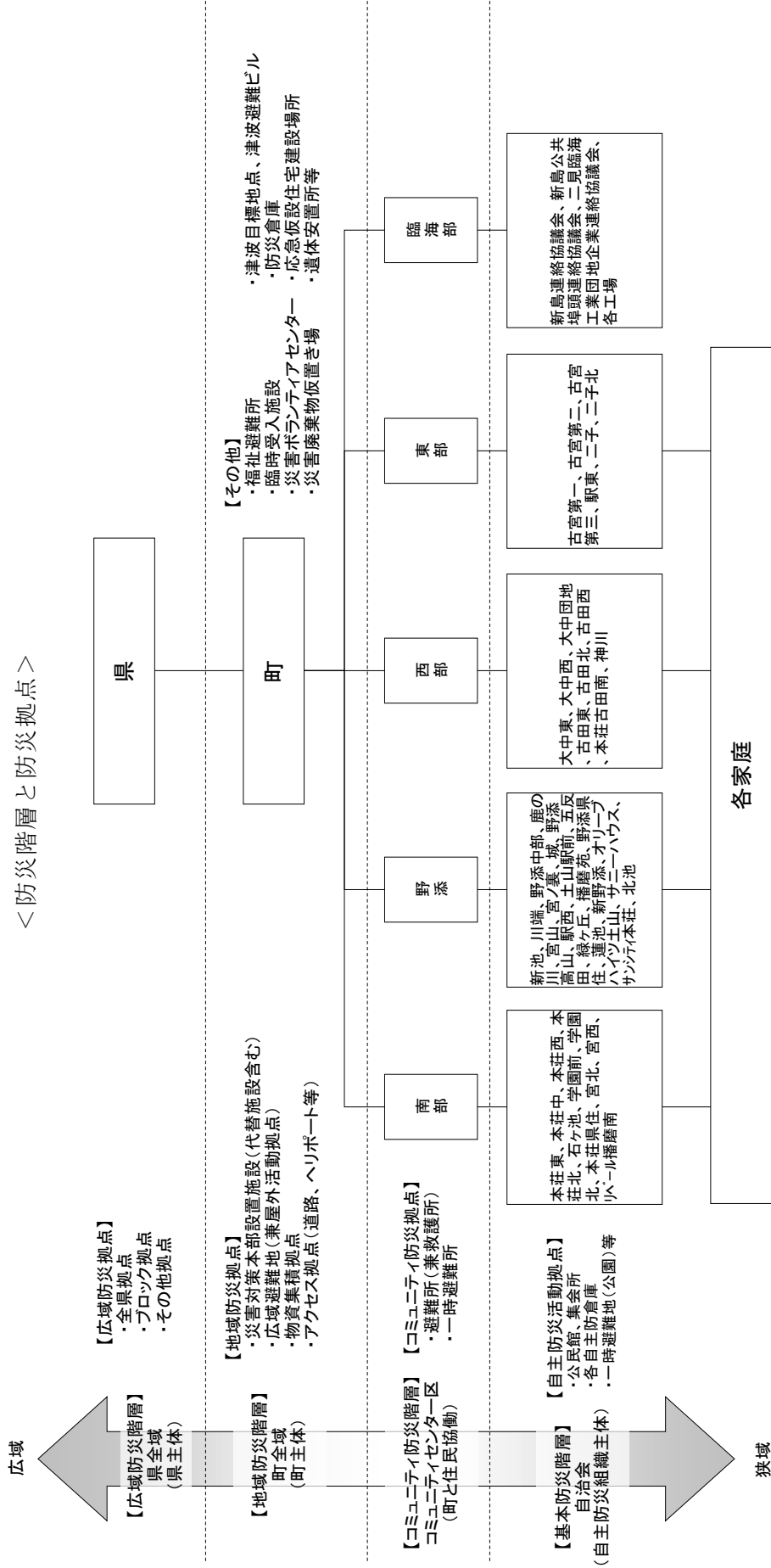
町では、各防災階層に応じて、大きく3つの防災拠点（地域防災拠点、コミュニティ防災拠点、自主防災活動拠点）を定める。

また、防災拠点のうち、避難先としての機能を有するものについては、災害対策基本法の規定に基づき、指定緊急避難場所または指定避難所（双方を兼ねることも可能）として指定する。

< 防災拠点の概要 >

拠点区分	名称	地域防災拠点	コミュニティ防災拠点	自主防災活動拠点
	概要	町全域における災害対策を行う拠点	町と地域が協働して災害対策を行う拠点	地域住民が自らの地域を自ら守るための災害対策を行う拠点
防災階層	階層	地域防災階層	コミュニティ防災階層	基本防災階層
	範囲	町全域	コミュニティセンター区域	自治会単位
	取組み主体	町	町 自主防災組織（住民）	自主防災組織（住民） 事業者 各種団体
開設時期の目安	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置施設</li> <li>・本部設置代替施設</li> </ul>		
	応急対策期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難地（兼屋外活動拠点）</li> <li>・福祉避難所</li> <li>・津波避難目標地点、津波避難ビル</li> <li>・臨時受入施設</li> <li>・防災倉庫</li> <li>・遺体安置所</li> <li>・物資集積拠点</li> <li>・アクセス拠点（道路、ヘリポート等）</li> <li>・災害ボランティアセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所（兼救護所）</li> <li>・自主避難所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治会施設</li> <li>・一時避難地（公園）</li> <li>・各自主防災倉庫</li> </ul>
	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物仮置き場</li> <li>・応急仮設住宅建設地</li> </ul>		

＜防災階層と防災拠点＞



**2-2. 地域防災拠点**

地域防災拠点は、町全域における災害対策を行う拠点であり、町が主体となって指定・管理を行うものである。

本町における地域防災拠点は、町内における複数の施設・場所に分散して指定している。県の広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、広域防災帯によってブロック化された市街地の消防、救助、復旧等の活動拠点や要員・物資の備蓄・保管場所として役割を担う。

＜地域防災拠点一覧（地域防災拠点）＞

施設区分	役割	施設名	備考
災害対策本部設置施設	○町災害対策本部の拠点 ○災害に関する情報を集約する拠点 ○災害対応要員（播磨分署署員含む）の滞在スペース	町役場（本庁舎）	
本部設置代替施設	○防災中枢拠点が被災し、機能しなくなった場合の補充機能	町役場（第2庁舎）	
広域避難地 ※指定緊急避難場所	○住民等が、大規模災害に伴う危険を回避するため、町域全体から避難し、滞在する場所	浜田公園（自由広場）	
		野添北公園	
		大中遺跡公園	
屋外活動拠点	○広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿 ○広域防災帯によってブロック化された市街地の消防、救助、復旧等の活動拠点 ○要員・物資の備蓄・保管場所	望海公園	
		石ヶ池公園	
		野添であい公園	
物資集積拠点	○主として被災地外から受け入れた支援物資を集積する拠点	はりまシーサイドドーム	屋内
		浜田公園（球場、テニスコート）	屋外
		野添であい公園	屋外
		あえのはま広場	屋外
		BiVi 土山	屋内
緊急輸送道路	○陸運の緊急輸送道路	県道本荘平岡線	一般緊急輸送道路
		国道250号	幹線緊急輸送路
防災臨時ヘリポート	○空運の受入れ拠点	望海公園	
		秋ヶ池運動場	
		新島中央公園（自由広場）	

※施設区分で「※」にて表示している事項は災害対策基本法に基づく区分

※高潮発生時には、浸水想定区域内にある拠点は使用しない。

※津波発生時には、避難対象区域内にある拠点は使用しない。

<地域防災拠点一覧（その他）>

施設区分	役割	施設名	備考
福祉避難所 ※指定避難所	○要配慮者用収容避難所	播磨町福祉会館	
		播磨町デイサービスセンター	
		中央公民館	大規模災害、地震災害では施設全てを福祉避難所として使用し、小規模災害、風水害では、和室を福祉避難所として使用
		東部コミュニティセンター	
		西部コミュニティセンター	
		野添コミュニティセンター	
		南部コミュニティセンター	
		播磨町ゆうあいプラザ	
		特別養護老人ホームあえの里	
		特別養護老人ホームグランはりま	
津波避難目標地点 ※指定緊急避難場所	○津波発生時における避難行動の目標到達地点	県立東はりま特別支援学校	
		野添北公園 大中遺跡公園	
津波避難ビル ※指定緊急避難場所	○一時的に津波からの危険をやり過ごすために退避する施設・場所	播磨小学校	
		播磨西小学校	
		播磨南小学校	
		播磨南中学校	
		セフレ播磨	
		サンシティ本荘壱番館	
		サンシティ本荘貳番館	
		エバーホテルはりま加古川	
		播磨町可燃ごみ中継センター	
		加古郡衛生センター	
臨時受入施設 ※指定緊急避難場所	○避難者や帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設	エバーホテルはりま加古川	
		BiVi 土山	
		住友精化㈱コミュニケーションセンターURUOI館	
防災倉庫	○防災資機材、非常用食糧を備蓄する場所	石ヶ池公園パークセンター内 防災倉庫	
		北池広場防災倉庫（2棟）	
		県道本荘平岡線高架下水防倉庫	
		加古川市東消防署播磨分署内倉庫	
		小中学校防災倉庫	
		東はりま特別支援学校防災倉庫	
遺体安置所	○遺体の安置所	土山駅南ガーデンプラザ防災倉庫	
		寺院、教会等	
		葬祭業者（民間施設）	※協定締結業者
災害ボランティアセンター	○ボランティアの受入窓口、ボランティアの滞在場所	播磨町福祉しあわせセンター	事務局機能
		播磨町健康いきいきセンター	ボランティア滞在場所
災害廃棄物仮置き場	○災害廃棄物の仮置き場	新島中央公園（球場）	
		新島南緑地	
応急仮設住宅建設地（候補）	○応急仮設住宅の建設候補地	北池広場	
		城池町有地	

※施設区分で「※」にて表示している事項は災害対策基本法に基づく区分

※高潮発生時には、浸水想定区域内にある拠点は使用しない。

※津波発生時には、避難対象区域内にある拠点は使用しない。



### 2-3. コミュニティ防災拠点

コミュニティ防災拠点は、町と地域が協働して災害対策を行う拠点であり、町が地域と協働して指定・管理を行うものである。

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を担う。

<コミュニティ防災拠点一覧>

施設区分	役割	施設名	備考
避難所（兼救護所） ※指定緊急避難場所・ 指定避難所	○自宅が被災する等、 住居を失った被災者が 一時的に生活を行う場 所 （※不足する場合は、 適宜幼稚園等の町施設 の活用を検討する。）	播磨小学校	
		蓮池小学校	
		播磨西小学校	
		播磨南小学校	
		播磨中学校	
		播磨南中学校	
		県立播磨南高等学校	
		県立東はりま特別支援学校	
		地域連携交流施設	
自主避難所（兼福祉避 難所） ※指定緊急避難場所・ 指定避難所	○風水害時にのみ収容 避難所として、避難所 （学校等）に先行して 開設（和室は福祉避難 室） ○大規模災害、地震災 害では施設全てを福祉 避難所として使用	総合体育館	
		中央公民館	
		東部コミュニティセンター	
		西部コミュニティセンター	
		野添コミュニティセンター	
南部コミュニティセンター			

※施設区分で「※」にて表示している事項は災害対策基本法に基づく区分

※高潮発生時には、それぞれの浸水想定区域内にある拠点は使用しない。

※津波発生時には、避難対象区域内にある拠点は使用しない。

### 2-4. 自主防災活動拠点

自主防災活動拠点は、地域住民が自らの地域を自ら守るための災害対策を行う拠点であり、自主防災組織や事業者、各種団体が指定・管理を行うものである。

具体的には、地域の公民館、集会所、一時避難地（指定緊急避難場所として公園を指定）、自主防災倉庫等がある。

# 第4章 防災機関の事務又は業務の大綱

## 1. 播磨町・消防

播磨町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務を中心として指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

### 1-1. 播磨町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
播磨町	町の地域にかかる 災害予防の 総合的推進	1. 播磨町防災会議に関する事務 2. 災害対策の組織の整備並びに訓練 3. 防災施設の新設、改良及び復旧 4. 防災に必要な食糧、物資及び資材の備蓄、整備 5. 消防、水防その他応急措置 6. 情報の収集、伝達及び被害調査 7. 災害に関する予報若しくは警報の発令、伝達及び避難指示 8. 被災者の救助及び救護措置 9. 災害を受けた園児、児童及び生徒の応急保育及び教育 10. ライフラインの応急復旧 11. ボランティア等災害対策要員の動員 12. 清掃、感染症、その他保健衛生、交通等の応急対策 13. 緊急輸送の確保 14. 災害復旧、復興の実施	町の所管に属する施設等の 災害復旧・復興

※災害対策基本法第78条の2の規定により、指定行政機関または指定地方行政機関の長は、町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべき応急措置の全部または一部を代行して実施する。

### 1-2. 消防

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
加古川市消防本部 播磨町消防団	1. 消防・予防活動 2. 消防力の整備増強	1. 消防活動 2. 被災者の救出・救助活動	

## 2. 防災関係機関

### 2-1. 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
兵庫県	兵庫県の地域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県の地域にかかる災害応急対策	兵庫県の所管に属する施設等の災害復旧
加古川警察署		1. 被害実態の把握 2. 人命救助及び避難誘導等 3. 交通の安全と円滑の確保等	

### 2-2. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第3師団 第3特科隊		人命救助又は財産の保護のための 応急対策の実施	

### 2-3. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局 (兵庫県拠点)	応急食糧(米穀等)の備蓄	応急食糧(米穀等)の供給(小売業者等に対する売却の指示)	
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	公共土木施設(直轄)の整備と防災管理	1. 水防警報の発表伝達並びに水防 応急対策の技術指導 2. 公共土木施設(直轄)の応急対 策の実施 3. 「災害時などの応援に関する申し 合わせ」に基づく応援の実施	被災公共土木施設 (直轄)の災害復旧
神戸地方气象台	気象、地象、水象に関 する観測、予報、警報 及び情報の発表並びに 伝達		
第五管区 海上保安本部 (加古川海上保安署)	1. 海上災害に関する防 災教育・訓練及び海 上防災思想の普及・ 啓発 2. 災害応急資機材の整 備・保管及び流出油 災害対策協議会の指 導・育成 3. 大型タンカー及び大 型タンカーバースの 安全防災対策指導 4. 危険物積載船舶など に対する安全対策指 導	1. 海上災害に関する警報等の伝 達・警戒 2. 海上及び港湾施設等臨海部の被 災状況調査 3. 海上における人命救助 4. 避難者、救援物資等の緊急輸送 5. 係留岸壁付近、航路及びその周 辺海域の水深調査 6. 海上における流出油等事故に関 する防除措置 7. 船舶交通の制限・禁止及び整 理・指導 8. 危険物積載船舶等に対する荷役 の中止及び移動の命令 9. 海上治安の維持 10. 海上における特異事象の調査	

2-4. 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本旅客鉄道株式会社（加古川駅）	鉄道施設の整備と防災管理	1. 災害時における緊急鉄道輸送 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の災害復旧
西日本電信電話株式会社（兵庫支店）	公衆電気通信設備の整備と防災管理	1. 公衆電気通信設備の応急対策の実施 2. 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
関西電力送配電株式会社（姫路本部）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の災害復旧
大阪ガスネットワーク株式会社（兵庫事業部）	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の災害復旧
日本郵便株式会社（町内郵便局）		災害時における相互協力	

2-5. 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
山陽電気鉄道株式会社（東二見駅）		災害時における緊急鉄道輸送	被災鉄道施設の災害復旧
神姫バス株式会社（加古川営業所）		災害時における緊急陸上輸送	
一般社団法人加古川医師会		災害における医療救護	

### 3. その他

機関名	協定等の概要
兵庫県及び兵庫州市町（※）	災害時における相互支援
兵庫県、兵庫州市町及び関係一般事務組合（※）	災害廃棄物処理の相互支援
東播磨及び北播磨市町（※）	災害時における東播磨及び北播磨の行政間の連絡・調整
旧全国ミニ団体連絡会議（※）	災害時における相互支援
兵庫5カ国交流会議（※）	災害時における相互支援
瀬戸内・海の路ネットワーク（※）	災害時における相互支援
東播磨地域及び中河内地域（※）	災害時における相互支援
播磨広域連携協議会（※）	災害時における相互支援
全国伝統地名（旧国名）市町（※）	災害時における相互支援
兵庫県企業庁水道課	水道災害の相互応援
加古川市上下水道事業管理者	災害時等における上水道の相互応援
明石市水道事業管理者	災害時等における上水道の相互応援
兵庫州市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（※）	広域消防相互応援協定
下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議（※）	災害時における相互応援
日本放送協会	災害時における報道
兵庫県立東はりま特別支援学校	福祉避難所の指定及び運営支援
兵庫県立播磨南高等学校	避難所及び福祉避難所の指定
加古郡衛生事務組合	災害時における一時避難場所等の提供に関する協力
各コミュニティ委員会	災害時における施設利用の協力
(特非)まちづくりサポートはりま	災害時における施設利用の協力
生活協同組合コープこうべ	災害時における緊急物資の供給
株式会社セレスポ	避難用等テント設置
BAN-BANネットワークス(株)	災害情報の放送
関西キリンビバレッジサービス(株)	災害時の飲料水等の確保
播磨町上下水道工事業協同組合	災害時における応急給水、応急復旧、応急措置
兵庫県自動車整備振興会加古川支部	被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力

機関名	協定等の概要
社団法人兵庫県建設業協会加印支部	被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協力
兵庫県石油商業組合加古川高砂支部	災害時における石油類燃料等の提供等の協力
一般社団法人 兵庫県LPガス協会加印支部	災害時におけるLPガス、燃焼機器等の機材提供の協力
(株)共進ペイパー&パッケージ	災害時における物資調達に関する支援
兵庫県電気工事工業組合加古川支部	公共施設等の電気設備等の復旧活動に関する協力
株式会社アクティオ関西支店	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協力
5日で5,000枚の約束。プロジェクト 実行委員会	災害時における量の提供等に関する協力
播磨町新島連絡協議会（※）	災害時における一時避難場所の提供に関する協力
株式会社加古川産業会館	災害時における葬祭用品等の提供に関する協力
兵庫県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協力
株式会社タルイ	災害時における葬祭用品等の提供に関する協力
株式会社北神社	災害時における葬祭用品等の提供に関する協力
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における葬祭用品等の提供に関する協力
大和リース株式会社姫路支店	災害時における一時避難場所の提供に関する協力
一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協力
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	福祉避難所の指定及び運営支援、 災害支援ボランティア活動に関する協力
株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協力
株式会社ビナン明石営業所	災害時におけるレンタル資機材等の供給等に関する協力
住友精化株式会社	災害時における一時避難場所等の提供に関する協力
姫路三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の提供に関する協力
株式会社東播自動車教習所	災害時における自動車等の提供に関する協力
兵庫県水質保全センター	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する協力
兵庫県環境事業商工組合	災害時における廃棄物処理に関する協力
大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に関する協力
報道関係各社（※）	災害時における報道

機関名	協定等の概要
エバーホテルはりま加古川	災害時における一時避難場所等の提供に関する協力
社会福祉法人知足会	福祉避難所の指定及び運営支援
社会福祉法人グランはりま	福祉避難所の指定及び運営支援
多木化学株式会社	災害時における一時避難場所等の提供に関する協力、 災害時における電力及び生活用水の提供に関する協力
日本郵便株式会社近畿支社	災害時における相互支援
一般社団法人DPCA 一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協力

※ 構成市町・企業等の詳細は、資料編を参考のこと。

## 第5章 その他

### 第1節 情報通信の設備状況

#### 1. 有線通信

町は、有線通信として、一般加入電話、FAX、インターネットを有している。

#### 2. 災害対応総合情報ネットワークシステム

町には、災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）が導入されている。

災害対応総合情報ネットワークシステムは、主な県関係機関、加古川市消防本部、県警察本部、加古川警察署及び関係公共機関を兵庫情報ハイウェイ等の光専用線を活用して接続し、またバックアップ回線（衛星回線兵庫衛星通信ネットワーク）を使用しているものであり、これらを活用して迅速かつ的確な災害応急対策を図ることができる。

##### 2-1. 災害対応総合情報ネットワークシステム

- (1) 震度情報、気象情報等の情報収集システム
- (2) 震度計と接続した即時被害予測システム
- (3) 被害状況の管理等災害情報システム及び災害対応支援システム
- (4) 映像情報システム
- (5) 地図情報システム
- (6) 広報システム

##### 2-2. 衛星通信ネットワーク

- (1) 防災電話及び防災FAX
- (2) 音声一斉同報及びFAX一斉同報



### 3. 防災行政無線

町では、防災行政無線（同報系及び移動系）を導入している。

町からの情報の一斉配信や、現場との情報通信に関して、有線回線が不通時においても、情報のやり取りを行うことができる。

また、防災行政無線は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携しており、全国瞬時警報システム（Jアラート）からの情報配信があれば、防災行政無線が自動起動し、情報を配信することができる。

<防災行政無線（同報系）系統図>



### 4. 衛星携帯電話

その他の通信手段として、町は衛星携帯電話を整備している。操作は通常の電話と同様であるが、アンテナ部分を南の空が見通せる場所に設置する必要がある。

## 第2節 資機材及び食料等の備蓄状況

### 1. 防災資機材

町では、災害対策に必要な資機材を整備し、以下の保管場所に保管している。  
 なお、災害時に有効適切に資機材を使用できるよう必要な点検を行う。

＜防災資機材の保管場所＞

保管されている資機材の種類	保管場所
住民用資機材	自主防災組織倉庫
救助用資機材	加古川市東消防署播磨分署内倉庫
拠点用資機材	石ヶ池公園パークセンター内防災倉庫
	北池広場防災倉庫
	各小中学校・特別支援学校防災倉庫
	土山駅南ガーデンプラザ倉庫
水防用資機材	県道本荘平岡線高架下水防倉庫

### 2. 食料・飲料水・生活必需物資等

町では、播磨町備蓄計画を平成26年3月に策定し、これに基づき加古川市東消防署播磨分署内倉庫等に、避難住民用及び災害対策要員用の食料・飲料水・生活必需物資等を計画的に備蓄・保管している。

災害発生から一定期間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保は県と協力して、対策を講じる必要がある。なお、すべての備蓄を町のみで確保することは困難なことから、平時から7日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。

＜食料備蓄の目標数量＞

	住民による備蓄	行政による備蓄	
		町	県
コミュニティ域 又は 小・中学校区 レベル	1人7日分 (現物備蓄)	被災者の1日分 相当量 (現物備蓄)	
市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫 備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は 流通在庫備蓄)
合計	7日分	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

### 3. 給水用資機材

町（水道事業者）は、災害発生直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備している。

#### 給水目標水準

災害発生から3日間	: 1人1日 3ℓ
4日～10日目	: 4人1日 3ℓ～20ℓ
11日～20日目	: 4人1日 20ℓ～100ℓ
21日目以降	: 4人1日 100ℓ～被災前の水準

なお、災害が広範囲にわたり被害が甚大で本町の能力をもって給水の万全を期し難いときは、播磨町水道事業指定給水装置工事業者、他市町（加古川市・明石市等応援給水を含む）へ応援を要請し、応援機材、人員により飲料水を確保供給する。

#### <給水用資機材の保有数>

	第2浄水場	第3浄水場 (第3配水池)	石ヶ池公園 防災倉庫	北池広場 防災倉庫	水道倉庫
給水タンク (1,000ℓ)		7台(ホリ) 1台(車載)	3台 (ハルンタイプ)		
給水槽(布製) (1,000ℓ)		1台			
給水タンク (500ℓ)		2台			
携帯用ポリ袋 (5ℓ)		11袋			
携帯用ポリ袋 (6ℓ)	1,400袋	6,838袋			4,160袋
携帯用ポリ袋 (10ℓ)	2,925袋	200袋			
携帯用 ポリタンク (20ℓ)	12個		30個	25個	
貨物自動車	1台				

### 4. 保有車両

町は平常業務での活用とともに、災害時に活用できる車両を保有している。一部車両には、広報用のスピーカーと防災無線を備え付けている。（詳細は資料編を参考）

## 第3節 災害時応援協定の締結状況

### 1. 公共機関との災害時応援協定

町では、災害に際して、人命、財産を保護するための応急対策の実施が、本町において不可能又は困難な事態だと判断した場合に備えて、各公共機関と災害時応援協定を締結している。

#### <災害相互応援協定等（公共機関）その1>

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
総合	1	兵庫5カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定	猪名川町、香美町、丹波篠山市、淡路市	平成17年6月1日
	2	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県及び県内市町	平成18年11月1日
	3	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	東播磨ブロック（明石市、加古川市、高砂市、稲美町）、北播磨ブロック（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）	平成18年11月1日
	4	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会	令和元年10月25日
	5	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	東播磨地域（明石市、加古川市、稲美町）、中河内地域（八尾市、東大阪市、柏原市）	平成24年4月1日
	6	播磨広域防災連携協定	播磨地域13市9町（姫路市、加古川市、相生市、小野市、明石市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）	平成26年4月22日
	7	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成24年11月2日
	8	全国ミニ団体連絡会議が母体となった災害時相互応援協定	羽村市、清洲市、真鶴町、大山崎町、忠岡町、田尻町	平成25年1月23日
	9	全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定	むつ市、志摩市、京丹後市、摂津市、和泉市、美作市、長門市、阿波市、伊予市	平成25年9月1日
消防	10	兵庫県広域消防相互応援協定	兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成25年10月23日

＜災害相互応援協定等（公共機関）その2＞

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
廃棄物処理	11	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合	平成17年9月1日
上水道	12	加古川市と播磨町間に設置する連絡管に関する基本協定書	加古川市上下水道局	平成30年5月25日
		加古川市と播磨町の連絡管の設置及び運用に関する協定書		平成30年6月6日
	13	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、各市町、各水道企業団、日水協、兵庫県支部及び県簡水協会	平成10年3月16日
	14	明石市と播磨町間に設置する連絡管に関する基本協定	明石市水道局	平成25年12月3日
明石市二見町と播磨町北野添の連絡管の設置及び運用に関する協定		平成25年12月9日		
下水道	15	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議	平成27年1月15日
情報伝達	16	災害時における放送要請に関する協定書	日本放送協会	昭和53年4月1日
避難所	17	播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書	兵庫県立東はりま特別支援学校	平成24年3月13日 平成25年10月1日
	18	播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との避難所指定にかかる協定	兵庫県立播磨南高等学校	令和2年10月15日
	19	災害時に福祉避難所として町有施設を使用するに当たっての施設運営に関する協定	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	平成25年6月18日
	20	災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	平成25年6月18日
	21	大中遺跡公園の広域避難地指定に関する協定	兵庫県立考古博物館	平成25年9月10日
	22	津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定	加古郡衛生事務組合	平成26年11月6日
	23	播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定	兵庫県立東はりま特別支援学校	令和2年2月5日
	24	播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との福祉避難所の指定にかかる協定	兵庫県立播磨南高等学校	令和2年10月15日
	25	災害時等における施設利用の協力に関する協定※	播磨町東部コミュニティ委員会	平成26年11月7日
			播磨町南部コミュニティ委員会	平成26年11月7日
播磨町西部コミュニティ委員会			平成26年11月12日	
播磨町野添コミュニティ委員会			平成26年11月12日	
特定非営利活動法人まちづくりサポートはりま			平成26年12月12日	

※指定管理者が管理する施設に関する協定

## 2. 民間団体等との災害時応援協定

町では、公共機関以外にも、民間団体等とも災害時応援協定を締結している。

### ＜災害相互応援協定等（民間団体等）その1＞

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
物資支援	1	緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ	平成8年 4月1日
	2	震災時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	平成29年 4月1日
	3	災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定	関西キリンビバレッジサー ビス株式会社	平成27年 7月1日
	4	災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合加古川 高砂支部	平成24年 5月2日
	5	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人兵庫県エルピー ガス協会加印支部	平成24年 11月6日
	6	災害時における物資調達に関する協定	株式会社共進ペイパー&パッ ケージ	平成25年 2月19日
	7	災害時における量の提供等に関する協定	5日で5,000枚の約束。プロ ジェクト実行委員会	平成27年 5月14日
	8	災害時における支援協力に関する協定	株式会社加古川産業会館	平成28年 7月12日
		災害時における支援協力に関する協定	株式会社タルイ	平成29年 2月27日
災害時における支援協力に関する協定		株式会社北神社	平成29年 2月27日	
9	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬 祭互助協会	平成29年 2月27日	
資機材	10	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ関西支店	平成27年 4月9日
	11	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	株式会社ビナン明石営業所	令和元年 6月11日
	12	災害時における電動車両等の支援に関する協定	姫路三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和2年 11月13日
	13	災害時における自動車等の支援に関する協定	株式会社東播自動車教習所	令和3年6 月25日
	14	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協力	一般社団法人DPCA 一般社団法人地域再生・防災 ドローン利活用推進協会	令和5年 5月26日
障害物の除去等	15	災害時における応急対策等の協力に関する協定	兵庫県自動車整備振興会加 古川支部	平成22年 4月1日
	16	災害時における応急対策等の協力に関する協定	社団法人兵庫県建設業協会 加印支部	平成23年 2月8日
上水道	17	災害時における応急活動に関する協定	播磨町上下水道工事業協同 組合	平成22年 3月25日
廃棄物処理	18	災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	令和3年 11月1日
	19	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	令和3年 11月12日
	20	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定	一般社団法人兵庫県水質保全 センター	令和2年 2月5日
情報伝達	21	災害時等における報道要請に関する協定	神戸新聞社、朝日新聞社神戸支 局、読売新聞社神戸支局、毎日新 聞社神戸支局、産経新聞社神戸支 局、日本経済新聞社神戸支局、日 刊工業新聞社神戸支局、時事通信 社神戸支局、共同通信社神戸支 局、日本工業新聞社神戸総局	平成9年 5月15日
	22	災害時における緊急放送の協力に関する協定	BAN-BANネットワークス (株)	平成19年 9月1日

<災害相互応援協定等（民間団体等）その2>

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
避難所等	23	津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定	セフレ播磨	平成24年 8月10日
			サンシティ本荘壱番館	平成25年 2月1日
			サンシティ本荘弐番館	平成25年 2月1日
			エバーホテルはりま加古川	平成25年 3月12日
	24	災害時における支援協力に関する協定（臨時受入施設等）	エバーホテルはりま加古川	令和2年 7月6日
	25	災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人知足会	平成25年 6月7日
			社会福祉法人グランはりま	平成25年 6月10日
	26	災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定	社会福祉法人知足会	平成25年 6月7日
			社会福祉法人グランはりま	平成25年 6月10日
	27	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	株式会社神鋼環境ソリューション播磨製作所、星光PMC株式会社播磨工場、株式会社リョーサン、株式会社きしる播磨工場、加古郡衛生事務組合、株式会社山一商会、株式会社神戸製綱所播磨工場、一般財団法人播磨港湾福利厚生教会東播磨港湾労働者福祉センター、播磨町可燃ごみ中継センター（※）	平成27年 11月5日
JFEプラントエンジニア株式会社			平成29年 7月1日	
28	災害時における支援協力に関する協定	大和リース株式会社 姫路支店	平成29年 3月3日	
29	災害時における支援協力に関する協定	住友精化株式会社	令和元年 11月8日	
30	災害時における支援協力に関する協定	多木化学株式会社	令和2年 11月9日	
その他	31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	日本郵便株式会社近畿支社	平成25年 5月31日
	32	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	兵庫県電気工事工業組合加古川支部	平成26年 2月4日
	33	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	平成28年 10月1日
	34	災害支援ボランティア活動に関する協定	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	平成30年 5月1日
	35	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成30年 7月23日
	-	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年 3月15日

※播磨町可燃ごみ中継センターは町施設のため、協定の締結は行っていないが、協定の対象となっている各避難場所に準じて取扱う。

## 第4節 要配慮者の支援体制の実施状況

### 1. 要配慮者支援体制に関する計画の現状

町は、要配慮者支援のための体制を充実させるため、県が作成した「災害時要援護者支援指針」等を参考に「播磨町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」、「播磨町避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）策定・活用の手引き」を作成している

また、これらに基づき、「播磨町避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の策定を推進している。

今後は引き続き「播磨町避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の策定や防災訓練を通じた検証を進めると共に、県（兵庫県災害時要援護者支援対策検討委員会）が平成29年度に改定した「災害時要援護者支援指針」を踏まえ「播磨町避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」も必要に応じて見直しを進める。

### 2. 避難行動要支援者名簿の作成・活用等

町は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成しておかなければならない。

このため、名簿の作成及び活用等に当たり必要な事項を定める。

#### 2-1. 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、下記に掲げる災害時等に避難指示など災害に係る情報の入手が困難な者、自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、支援する家族がいない、または、家族などの支援だけでは避難が困難な者をいう。

- ・70歳以上の一人暮らし高齢者（日中に一人で生活している、いわゆる「日中一人暮らし」を含む。）
- ・70歳以上の高齢者のみで構成する世帯の者
- ・寝たきりの者
- ・要介護認定3以上の者
- ・身体障がい者（児）（身体障害者手帳 1級・2級）
- ・知的障がい者（児）（療育手帳 A判定）
- ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1級）
- ・前各号の他、災害時において避難情報の入手、避難の判断、または避難行動、避難生活を自ら行うことが困難な者



## 2-2. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

播磨町避難行動要支援者避難支援計画の実施に係る個人情報の取扱要綱第3条に基づくほか、名簿作成上の必要に応じ、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき町の関係部署で把握している情報を集約し、利用するほか、同第4項の規定に基づき県知事その他の者に対し、情報の提供を求める。

## 2-3. 名簿の更新

町は、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者と共に、播磨町避難行動要支援者避難支援計画の実施に係る個人情報の取扱要綱第7条に基づき、名簿の記載事項を最新に保つよう努める。

## 2-4. 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の支援を担う組織等で、町関係部局、消防署、自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び地域包括支援センターをいう。

## 2-5. 支援者

避難支援者等関係者のうち、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行うことで当該避難行動要支援者を直接支援することとなったものをいう。

## 2-6. 個別避難計画の作成等

町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿に掲載されている者について、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の強化に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、地域特性等に留意するものとする。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないように、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

## 2-7. 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

町は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、第2部第2章第2節1-6（避難情報を伝達・報告する）に準じて行うものとし、避難行動要支援者の状況に応じて適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。

## 2-8. 支援者の安全確保

町は、支援者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努める。

従って、支援者は必ずしも支援できるとは限らないため、ひとりの避難行動要支援者に対し複数の支援者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者は日ごろから円滑な避難が可能となるよう努める。

## 2-9. 名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策

名簿を提供するに当たっては、播磨町避難行動要支援者避難支援計画の実施に係る個人情報取扱要綱第5条、第6条に基づき、適切に行わなければならない。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者にかかる名簿情報を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。

また、個別避難計画の実行性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。

## 第5節 地震防災緊急事業の実施状況

### 2-1. 計画の概要

#### (1) 目的

兵庫県地震防災緊急事業五箇年計画の目的は次のとおりである。

兵庫県では、阪神・淡路大震災を経験して以来、その教訓をもとに様々な地震対策を実施してきた。また、平成8年度に地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、その後、第3次計画に至るまで必要な見直しを行い、地震防災上、緊急性の高い箇所・施設について整備を推進してきた。

しかしながら、平成21～22年度に実施した兵庫県地震被害想定では、兵庫県に震度5強以上の揺れをもたらす地震として、山崎断層、上町断層、中央構造線断層帯などがあり、また東日本大震災を踏まえ、東南海・南海地震について最大クラスの地震モデルが中央防災会議において設定されるなど、地震防災対策のさらなる推進が喫緊の課題となっている。

平成18年度に策定された第3次計画終了時点における進捗率は全体で約60%であり、事業未達成分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、新たな地震防災緊急事業五箇年計画の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

#### (2) 計画年度

令和3年度～令和7年度（第6次）

#### (3) 対象事業

地震防災対策特別措置法第3条の規定に適合する施設等の整備等であり、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものが対象事業となる。

なお、町が実施する事業については、播磨町地域防災計画に定められた事業でなければならない。

#### (4) 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条で、国の負担又は補助の特例が定められている。

## 2-2. 事業の実施

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努める。

＜地震防災緊急事業五箇年事業（平成28～令和7年度）＞

計画年度	施設分類	事業名	事業概要	進捗状況
平成28年度	備蓄倉庫	施設整備事業 (町)	備蓄倉庫(1箇所)	整備済
平成30年度	備蓄倉庫	施設整備事業 (町)	備蓄倉庫(1箇所)	整備済
平成31年度 (令和元年度)	備蓄倉庫	施設整備事業 (町)	備蓄倉庫(1箇所)	整備済
平成30年度	消防車両等 (消防団)	施設整備事業 (町)	小型動力ポンプ付 積載車(1台)	整備済
平成31年度 (令和元年度)	消防車両等 (消防団)	施設整備事業 (町)	小型動力ポンプ付 積載車(1台)	整備済
令和2年度	消防車両等 (消防団)	施設整備事業 (町)	小型動力ポンプ付 積載車(2台)	整備済
令和3年度	消防車両等 (消防団)	施設整備事業 (町)	小型動力ポンプ付 積載車(1台)	整備済
令和4年度	消防車両等 (消防団)	施設整備事業 (町)	小型動力ポンプ付 積載車(2台)	整備済
令和5年度	消防車両等 (消防団)	施設整備事業 (町)	小型動力ポンプ付 積載車(1台)	整備済
令和7年度	消防車両等 (消防団)	施設整備事業 (町)	小型動力ポンプ付 積載車(1台)	整備予定

## 第6節 公共インフラの整備状況

### 1. 河川・海岸・ため池

#### 1-1. 河川の現況

本町における河川は、1級河川「水田川」及び2級河川「喜瀬川」があり、水田川は別府川に、喜瀬川は播磨灘に注いでいる。河川海岸保全施設等の一覧については、資料編に示す。

<河川の現況>

区分 河川名	管理者	延長			
水田川	兵庫県	1級	2.072 km	内町域	1.25km
喜瀬川	兵庫県	2級	8.380 km	内町域	3.0km

#### 1-2. 海岸施設の現況

本町の海岸線は、播磨灘に面し、海岸法（昭和31年法第101号）第3条に基づく海岸保全区域があり、防潮堤が構築されている。河川海岸保全施設等の一覧については、資料編に示す。

#### 1-3. ため池の現況

現在、12カ所のため池があり、約40haの水田に利用されている。また、ため池の大部分は、市街化区域内にあり住家と近接している。ため池は、改修済であり、大規模な整備を必要とする箇所はないが逐次補強、補修を行い、災害に対する整備を行う。

<ため池の現況>

名称	区分	地区名	満水面積 (ha)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	かんがい 面積(ha)	備考
向ヶ池		本 荘	1.60	18,000	1.3	防災重点ため池
石ヶ池		〃	1.00	9,000	3.4	防災重点ため池
布池		古 宮	0.30	4,000	1.7	
大池		〃	2.40	20,000	2.9	防災重点ため池
秋ヶ池		〃	1.90	15,000	2.2	
北池		二 子	2.10	34,000	13.1	防災重点ため池
ソウブチ池		野 添	0.40	5,200	1.2	防災重点ため池
蓮池		〃	1.10	13,000	1.1	
城池		〃	1.20	14,000	1.0	防災重点ため池
妹池		古 田	2.30	28,000	6.1	防災重点ため池
狐狸ヶ池		大 中	0.80	9,000	1.0	防災重点ため池
上の池		宮 北	0.60	6,000	2.1	

## 2. 道路・漁港

### 2-1. 道路の現況

本町においては、山や谷がないため落石、土砂くずれ等の災害はないが、幅員狭小な道路が多い。なお、道路の整備状況は、次のとおりである。

<道路の現況>

種 別	総延長(m)	舗装道(m)	舗装率(%)
国 道	2,444	2,444	100.0
県 道	11,675	11,675	100.0
町 道	119,288	117,976	98.9

### 2-2. 漁港の現況

漁港は、阿閑及び古宮漁港の2港があり、概要は次のとおりである。

<漁港の現況>

港名	区分	防波堤(m)	護 岸(m)	種 別
阿 閑		108.2	284.7	第1種
古 宮		353.6	749.9	第1種

## 3. 下水道施設

### 3-1. 下水道整備計画とその現況

本町の下水道は、兵庫県が施工する加古川下流流域下水道に加わり、流域関連公共下水道として昭和62年度に都市計画決定、昭和63年度から事業に着手し、平成6年度一部供用開始を行い、供用開始区域の拡大に努めている。

また、雨水排水については、昭和46年と昭和57年に策定された排水計画を基に、昭和49年度から平成元年度まで都市下水路事業として整備を図ってきたが、昭和62年度から公共下水道の雨水幹線として、その整備に努めている。

### 3-2. 雨水幹線

雨水幹線の現況は、以下のとおりである。

< 雨水幹線の現況 >

名 称	計画延長 (m)	計画流量 (m <sup>3</sup> /s)	施工年度	備 考
古宮第 2-1 雨水幹線	約 2,060	10.86	S54～S59 H17～H26 H29～	古宮都市下水路
古宮第 2-2 雨水幹線	約 840	3.66	H6、H11、H12	
古宮第 5 雨水幹線	約 720	3.46	H27～	
野添第 1-1 雨水幹線	約 1,660	12.45	S49～S53	野添都市下水路
野添第 1-2 雨水幹線	約 1,210	6.24	S49～S53	野添都市下水路
野添第 1-3 雨水幹線	約 710	2.27	S49～S53	野添都市下水路
本荘第 2-1 雨水幹線	約 930	4.03	S58～H 元	本荘第二都市下水路
本荘第 2-2 雨水幹線	約 380	1.07	S58～H 元	本荘第二都市下水路
宮北第 1-1 雨水幹線	約 810	6.71	S52～S54	宮北都市下水路
宮北第 1-2 雨水幹線	約 1,070	3.63		
宮北第 2 雨水幹線	約 630	4.35	S55～S57	宮北第二都市下水路
水田川雨水幹線	約 580	1.57		
水田川第 2 雨水幹線	約 310	1.27		
水田川第 5 雨水幹線	約 580	2.19		

### 3-3. 本荘雨水ポンプ場

本荘雨水ポンプ場の現況は、以下のとおりである。

< 本荘雨水ポンプ場の現況 >

敷地面積	約 1,900 m <sup>2</sup>
放流先の状況	喜瀬川（2級河川） 計画外水位 HHWL TP+3.00m
ポンプ排水面積	喜瀬川右岸第1排水区 A=24.00ha
雨水量	$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$ $I = \frac{3,825}{t + 25} \quad (45.0 \text{ mm/時}) \quad C = 0.5$
計画流入量	2.548 m <sup>3</sup> /秒 = 147.48 m <sup>3</sup> /分